

令和5年総務建設産業常任委員会会議録

1. 招集年月日 令和5年3月16日
2. 招集の場所 御嵩町役場第1委員会室
3. 開 会 令和5年3月16日 午前9時 委員長宣告
4. 付託された審査事項
 - 議案第5号 令和5年度御嵩町一般会計予算について
 - 議案第9号 令和5年度御嵩町水道事業会計予算について
 - 議案第10号 令和5年度御嵩町下水道事業会計予算について
 - 議案第15号 御嵩町個人情報保護法施行条例の制定について
 - 議案第17号 御嵩町議会議員及び御嵩町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の制定について
 - 議案第19号 御嵩町職員の降給に関する条例の制定について

議事日程

令和5年3月16日(木曜日) 午前9時 開議

1 委員長挨拶

2 町長挨拶

3 付託事件の審査及び採決

(総務防災課)

①議案第5号 令和5年度御嵩町一般会計予算について

②議案第15号 御嵩町個人情報保護法施行条例の制定について

③議案第17号 御嵩町議会議員及び御嵩町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

(企画課)

①議案第5号 令和5年度御嵩町一般会計予算について

②議案第19号 御嵩町職員の降給に関する条例の制定について

(亜炭鉱廃坑対策室)

①議案第5号 令和5年度御嵩町一般会計予算について

(環境モデル都市推進室・まちづくり課)

①議案第5号 令和5年度御嵩町一般会計予算について

(税務課)

①議案第5号 令和5年度御嵩町一般会計予算について

(会計課)

①議案第5号 令和5年度御嵩町一般会計予算について

(議会事務局)

①議案第5号 令和5年度御嵩町一般会計予算について

(建設課)

①議案第5号 令和5年度御嵩町一般会計予算について

(農林課)

①議案第5号 令和5年度御嵩町一般会計予算について

(上下水道課)

①議案第5号 令和5年度御嵩町一般会計予算について

②議案第9号 令和5年度御嵩町水道事業会計予算について

③議案第10号 令和5年度御嵩町下水道事業会計予算について

4 その他

出席委員（6名）

委員 長	谷 口 鈴 男	副 委 員 長	清 水 亮 太
委 員	岡 本 隆 子	委 員	高 山 由 行
委 員	安 藤 信 治	委 員	福 井 俊 雄

傍 聴 者

大 沢 まり子	山 田 儀 雄	安 藤 雅 子	伏 屋 光 幸
奥 村 悟	平 成 之		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	渡 邊 公 夫	副 町 長	寺 本 公 行
企 画 調 整 担 当 参 事	田 中 克 典	総 務 部 長	各 務 元 規
総 務 防 災 課 長	古 川 孝	総 務 防 災 課 財 政 係 長	川 上 敏 弘
総 務 防 災 課 防 災 安 全 係 長	伊 佐 次 洋 一	総 務 防 災 課 行 政 管 財 係 長	加 藤 群
総 務 防 災 課 庁 舎 整 備 係 長	板 屋 達 彦	企 画 課 長	山 田 敏 寛
企 画 課 人 事 係 長	木 村 公 彦	企 画 課 企 画 調 整 係 長	安 藤 裕 之
企 画 課 秘 書 広 報 係 長	荻 曾 弘 太 郎	環 境 モ デ ル 都 市 推 進 室 長 兼 ま ち づ くり 課 長	中 村 治 彦
環 境 モ デ ル 都 市 推 進 室 副 室 長	佐 藤 公 則	亜 炭 鉱 廃 坑 対 策 推 進 室 長	早 川 均
亜 炭 鉱 廃 坑 対 策 推 進 室 副 室 長	野 中 崇 志	税 務 課 長	金 子 文 仁
税 務 課 収 納 係 長	林 康 宏	会 計 課 長	丸 山 浩 史
建 設 部 長	鍵 谷 和 宏	建 設 課 長	石 原 昭 治
建 設 課 管 理 係 長	伊 藤 博 之	建 設 課 土 木 係 長	有 国 敦 夫
農 林 課 長	渡 辺 一 直	農 林 課 農 業 振 興 係 長	佐 橋 良 太
農 林 課 森 づ くり 係 長	塚 本 政 文	上 下 水 道 課 長	可 児 英 治
上 下 水 道 課 整 備 係 長	伊 納 和 昭	上 下 水 道 課 庶 務 係 長	長 谷 川 重 行

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 土谷 浩輝

議会事務局書記 井戸 芳枝

委員長（谷口鈴男君）

おはようございます。

今朝の新聞、テレビ、北朝鮮からのかなり数多くのミサイルの発射ということで、漁業関係にも影響が及んでおるといような状況が再現されておりますけれども、でき得ることならそういう戦闘行為に発展しないような形で平和的な解決が望ましいかなというふうに思っております。

また、今日は3月の定例会の付託案件審議ということでありますので、慎重かつ丁寧な議論をしていただければありがたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、ただいまの出席委員は6名で定足数に達しております。これより総務建設産業常任委員会を開会いたします。

町長より挨拶をお願いいたします。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

世は今、野球、野球で、本当に長時間かかるゲームなんだということを改めて知らされているんですけど、スポーツはそういう意味では、平和の中心のようなものでもありますので、こうした大会を開催されているということは全般的には何となく平和であろうというふうには思っております。

最近トルコの地震があったり、いろいろ生活に支障があるような事案がとにかく起きているわけでありましてけれど、御嵩町も当然震度6弱という南海トラフ巨大地震が発生した場合には、そうした揺れが発生するということが言われておりますので、防災という意味でもしっかりと、御嵩町民の安全、御嵩町の職員の安全、これをきちっと考えていきたいと思っております。

令和5年度の予算審議に慎重なる御協議をよろしく願いいたします。

委員長（谷口鈴男君）

ありがとうございました。

それでは、去る3月9日の本会議において当委員会に付託されました案件につきまして、それぞれ審査及び採決を行いたいと思っておりますのでよろしく願いをいたします。

なお、委員には質疑等発言を行うときには挙手をもってお願いをいたします。

それでは、ただいまから審査を行います。

審査は、さきの委員会協議会及び本会議で説明を受けていますので、執行部からの補足説明があれば行っていただき、補足説明がなければ質疑から行いたいと思っておりますのでよろしく願

いたします。

それでは最初に、総務防災課関係について行います。

議案第5号 令和5年度御嵩町一般会計予算についての審査を行います。

なお、議案第5号 令和5年度御嵩町一般会計予算についての討論及び採決につきましては、各課の一般会計予算の質疑が全て終了した後に行いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、総務防災課関係、補足説明がありましたらお願いをいたします。

総務防災課長（古川 孝君）

おはようございます。

総務防災課から、補足説明は特にございませんで、よろしくお願いいたします。

委員長（谷口鈴男君）

それでは、補足説明はなしと認めます。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

委員（岡本隆子君）

裁判の費用についてお伺いいたします。

予算書と説明書の中では、ちょっと裁判費用がどこにあるか分からなかったんですけども、具体的にどこに予算化されているのか、それから裁判費用、裁判はこれ何件今あるのかという点について、そして今までに幾ら使って、今年度は幾ら計上されているかというところを教えてください。

総務防災課行政管財係長（加藤 群君）

それでは、今の御質問にお答えさせていただきます。

まず裁判費用についてですが、予算書の38ページを御覧ください。

38ページの一番右の説明欄の上から4行目に記載しております。

訴訟裁判委託料が裁判費用となります。

項目としては、2款1項1目12節の委託料になっております。

例年は110万円を予算として計上しておりますが、現在係争中の案件がありますので、その案件の判決が出た場合に顧問弁護士に払う解決金を、令和5年度は例年の予算に加えておりますので、現在198万円を予算計上しております。

現在の裁判の件数としましては、2件ございます。今年度支払った額につきましては、裁判費用が現在、1件当たり88万円で着手金を払っておりますので、176万円を今年度は支出しております。

委員（岡本隆子君）

110万円ですが、例年というのは、これは顧問弁護士料ということでしょうか。

総務防災課行政管財係長（加藤 群君）

顧問弁護士料ということになります。

委員（岡本隆子君）

予算のことは分かりました。

それで、今年選挙で、町長は辞められるということをおっしゃったんですけれども、町長が替わった場合に、その裁判というのはどうなっていくのかということをお教えください。

総務防災課行政管財係長（加藤 群君）

現在の裁判につきましては、相手方が国家賠償法第1条第1項の違法性を有すると主張しまして、御嵩町の代表者を相手方に訴訟を起こしております。

こちらについては、町が訴訟を起こされておりますので、引き続き裁判のほうは行っていきたく思っております。

委員（岡本隆子君）

ちょっとさきに戻るんですけど、今までに幾ら使ったかということで、176万円というふうに使われたんですが、これも弁護士、年間110万円のところにプラスですので66万円という考え方なのか、裁判だけで160万円使ったということなのか、どういうことでしょうか。

総務防災課行政管財係長（加藤 群君）

裁判費用につきましては、顧問弁護士と案件があったときに契約をして金額の支出をすることになっておりますので、先ほど御説明した88万円というのは1件の着手金になりますが、顧問弁護士に年間としての年間委託料というものは特に払っておりませんので、案件1件ごとに支払うという方法でやっております。

委員長（谷口鈴男君）

ほかに。

委員（福井俊雄君）

おはようございます。

新庁舎の件に関しては、町長が辞められるということで、やっぱり骨格予算だけにしておしかなかったなということを思っております。この件に関しては、最後に討論でしっかりやりたいと思っております。

あと、ちょっと2点ほどお聞きします。

7ページの主要施策の県議会議員選挙と町長・町議会選挙のことなんですけれども、投票関連執行経費、県議会が176万1,000円で、町長・町議会議員選挙は1,116万6,000円と桁があまりにも違い過ぎますけれども、この根拠をお教えくださいというのが1件目と、2点目にそ

の下ですけれども、町営住宅管理事業、これは高倉住宅解体工事が1件計上されているんですけれども、今後この町営住宅をどのように維持、解体して、どのような計画で進めていかれるのか、分かる範囲で教えてください。以上、2点お願いします。

総務防災課行政管財係長（加藤 群君）

まず選挙のほうからお答えさせていただきます。

まず、選挙の県議会議員と町議会議員選挙の執行経費の額の差につきましては、選挙ごとにやるものが違うのもあるんですけれども、まず町長・町議会議員選挙におきましては、現在条例を上程させていただいております公費負担に関する部分が、町議会議員選挙のみ含まれておりますので、その時点でまず選挙執行経費の差が500万円近く出ております。

また、今回の県議会選挙におきましては、選挙執行経費の一部を今の令和4年度に計上させていただいております。選挙が年度をまたがって準備が必要となることから、県議会議員選挙におきましては、令和4年度と令和5年度にそれぞれ執行経費を分けて出しておりますので、その辺が大きな差となっております。

次に、町営住宅の管理事業についてお答えをさせていただきます。

まず、高倉の解体につきましては、現在住宅の解体につきましては大体2年から3年ごとに1棟ずつ解体のほうを進めております。まず優先的に高倉を解体している理由につきましては、何かに使用するという具体的な計画は現在のところありませんが、高倉住宅につきましては共和中学校に近いというところで、使っていない空き家をそのままにしておくと火災や倒壊の危険があり、通学路になっていることから、まず優先的に高倉住宅のほうの解体を進めているところです。

今後、解体を進めるに当たって、また具体的な計画は考えていきたいと思っておりますが、今のところ具体的な計画のほうはございません。以上になります。

委員（福井俊雄君）

今後の計画とか、板良住宅とか、ほかのところに関しての今の考えている計画というのはないわけですね。

総務防災課行政管財係長（加藤 群君）

現在のところ具体的な計画はしてありませんが、現在、町営住宅が5か所ございます。その5か所のうち、既に耐用年数を経過している地区が4か所になっておりまして、耐用年数を経過していないのが板良住宅だけになっております。今後、住宅をどうしていくかというところについては、集約化も含めていろいろ検討していきたいというふうには考えております。以上になります。

委員（高山由行君）

私も同じ質問を今日用意してきたんですが、福井委員に先に言われたので深くは聞きませんが、町営住宅の管理というのが前々から私も質問して、加藤さんも質問して、いろいろと質問した中で、どうしていくか。町長に聞くと、民間のところを、もしそういう入人が増えてくれば民間の住宅も借り上げてそういうようにしていくということの中で、老朽化した建物、高倉、私も年に一、二棟ずつ壊していくというのは分かっておりますけど、基金のほうも1億1,000万円ぐらいあって、その活用の中で、町営住宅の管理計画なるものを一回つくってもらって全体的な、この先将来どうしていくということを計画していってもらえれば、それも私たちがこの質問がなくなるかなと思うんやけど、実際、高倉をどうする、板良をどうする、宿はどうする、顔戸はどうするということの話になってくると、壊れたら直すというふうでやって、今言っていますけど、1億円がある中で、その基金をどうにかして使えんのかないつも思っておるんだけど、予定がない1億円なんで、それは。新しいアパートなり町営住宅なりという話も頓挫してなくなっておるわけなんで、そこら辺を政策的に、町長はどう考えておるか、住宅のほうを。

町長（渡邊公夫君）

ありがとうございます。

まず、高倉住宅は1軒だけ残っていると、いろいろなところでなかなかコンスタントに解体していけないというのは実情だと思います。

それが、空けていただけたら壊すという、それを2年に1回ぐらい可能になってくるということでもあります。

今考えているのは、町営住宅については、民間のアパートを借り上げたほうが安いんじゃないかという考え方もありますので、あまり人気がないというのは実情ですので、募集をしても入らないというような、そういう現状を考えるとなかなか今の町営住宅、昔の考え方で造ったものですから人気がないというのは分かっていますので、ただ1億1,000万円余りの基金の使い道としては、やっぱり進捗ということを視野に入れなきゃいけないのかなというふうに思っております。

ポジティブな町営住宅にしていきたいという考え方が私にもありますので、次期に期待ということでもありますけれど、若い夫婦、結婚する予定とか、子供が1人あるような方を優先的に入居していただくような、そういう町営住宅ができれば若者が居着いてくれる可能性というものが高くなってくると思いますので、前向きな形での施設を考えていきたい、それが今の正解かなというふうに思います。

全国的に、そうした公営住宅については、あまり積極的にやらない自治体がほとんどです。組合が昔あったんですけど、それも解散しておりますから、よほどいいアイデアで臨んで

いかないと事業としては成り立たないというふうに思っていますので、議会の皆さんにも、そういう意味では、このお金はどうやって使うんだというテーマで話し合っただけならありがたいなというふうに思います。

委員（高山由行君）

ありがとうございます。

議会のほうにも振られたので、ちょっとまた一つ考えてみますし、若い係長たちは後の 20 年後もまた同じテーマで多分考えないかと思うので、ぜひ建物の管理計画やらその土地の利用計画やら、その後壊した後どうするんだということまで含めて、少しお願いになってしまうんだけど、ぜひ私たちもやっていきますので、よろしくお願いします。以上です。

委員長（谷口鈴男君）

ほかに。

委員（岡本隆子君）

新庁舎関連でお聞きしたいのですが、これ、前取り下げということをおっしゃったんですけども、取下げはできたのかどうかということをお教えください。

総務防災課庁舎整備係長（板屋達彦君）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

取下げの申請でございますが、全ての地権者 16 名の方の署名・押印をいただきまして、2 月 20 日付でございますが、町の農業委員会に書類のほう、取下げ願を提出させていただいております。

委員（岡本隆子君）

農業委員会へ 2 月 20 日付で出したと。その後県はどういうふうになっていきますか。

総務防災課庁舎整備係長（板屋達彦君）

こちらの手続のルールなんですけれども、今、行政手続ルール上は町の農業委員会に取下げ願を出すことになっております。その後、町の農業委員会は県の可茂農林事務所に書類進達をし、可茂農林事務所から、県庁の本課に上がるという、こういった行政手続のルールの中でやっておりますので御理解いただきたいと思っております。

委員（岡本隆子君）

分かりました。

それで、農業委員会から可茂農林事務所ということなんです、農業委員会はそちらの可茂農林事務所へ出されたのでしょうか。

総務防災課庁舎整備係長（板屋達彦君）

書類進達がまだなされていないと聞き及んでおります。

これを受けまして、町は2月 28 日付でございますが、農業委員会に対しまして速やかに書類進達をしていただくよう、お願いといった通知文を発出しておりますのでよろしくお願いたします。

委員（岡本隆子君）

2月 28 日に書類進達をするようにと農業委員会へ言われて、その後の動きはまだ分からないということですか。

総務防災課庁舎整備係長（板屋達彦君）

今後につきましては、行政手続に従って進められるものと認識しております。

委員長（谷口鈴男君）

ほかに。

副委員長（清水亮太君）

今のところの関連ですけど、判こを全員いただけたということはまずありがたいことだと思いますけれども、その際の地権者さんの反応というのは、要は今後、本当にまたやる時にということもあるので、そのときどういう反応があったかということも教えてください。

総務防災課庁舎整備係長（板屋達彦君）

今回、農地転用申請の取下げをさせていただきましたが、正直に申しまして、地権者の皆様は一様に憤慨をされております。

中には補償を求めるお声をいただいたりだとか、反対されている議員の方から直接説明を伺いたいと、こういった声をいただいております。

その上で、今回の取下げは決して白紙ではない。中止ではありませんよということで、再申請を目指している旨御説明をさせていただき、何とか御理解をいただいているといったような状況でございます。

副委員長（清水亮太君）

今のお話を聞くと、本当に再申請に至らなかった場合、補償というところが次に来るのかなと、そういう印象を受けたんですけど、その認識で間違っていないですかね。

総務防災課庁舎整備係長（板屋達彦君）

今、補償や賠償といったお話が出てくる場所でもありますけれども、そういったものが果たして必要であるのか、その範囲はどこまで必要であるのかということも含めまして、我々も町顧問弁護士を通じまして相談をしているというような段階でございます。

委員長（谷口鈴男君）

よろしゅうございますか。

そのほかに。

委員（安藤信治君）

根本的な話が出ちゃったんですけど、一応執行するというので予算計上をしてあると私は認識しております。取下げの途中でありますが、当然いずれ許可が下りるといふふうに希望しております。

その中で、主要施策の6ページですか。

木材調達支援業務委託事業って869万円ほどあるわけですが、これは農林課の調達事業と関連することかもしれないんですけど、全く別のものかはちょっと分からないんですけど、この金額について、ここに説明は町産材木材について、木材調達に係る発達支援事業を行うほか、設計側と調達側における監理、調整を行うというような説明があるんですけど、これは具体的には、内容をお教えいただきたいんですが。

総務防災課庁舎整備係長（板屋達彦君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

こちらの支援業務につきましては、農林課が行います木材調達事業、こちらの発注支援、具体的には必要な木材の本数ですとか寸法、断面、こういったものの算出といたしました設計の仕様を決めることが主であります。そのほか、材の取れ高の調整ですとか完了検査への立会い、こういったものが具体的な委託の内容になってございます。

委員（安藤信治君）

一応これは今年予算で組むわけやけど、執行に、当然県の例の農地転用許可が先行すると思いますけど、そういったことを踏まえて、発注時期なんかはどのように考えてみえるのか。

総務防災課庁舎整備係長（板屋達彦君）

新庁舎事業の関連の経費につきましては、前向きな段階になり次第、いわゆる法令許可が下り次第、事業を執行していくものになるのかなというふうに考えております。具体的な時期としましては法令許可後ということになります。

委員長（谷口鈴男君）

ほかに。

[挙手する者なし]

それでは、質疑がないようでございますので、これで質疑なしと認めます。

これで議案第5号の総務防災課関係の質疑を終わります。

次に、議案第15号 御嵩町個人情報保護法施行条例の制定について審査を行います。

補足説明がありましたらお願いをいたします。

総務防災課長（古川 孝君）

補足説明は特にございませぬのでお願いいたします。

委員長（谷口鈴男君）

補足説明はなしと認めます。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑ないようでございますので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

午前9時27分 休憩

午前9時28分 再開

委員長（谷口鈴男君）

それでは、休憩を解いて再開をいたします。

これより、議案第15号 御嵩町個人情報保護法施行条例の制定について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第15号 御嵩町個人情報保護法施行条例の制定について、採決を行います。

本案について賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

賛成全員であります。したがって、議案第15号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号 御嵩町議会議員及び御嵩町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について審査を行います。

補足説明がありましたらお願いをします。

総務防災課長（古川 孝君）

補足説明はございませんのでよろしく願いいたします。

委員長（谷口鈴男君）

補足説明はなしと認めます。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

委員（高山由行君）

この条例がやっと出たかという感じですし、私たちの思っている予定の金額がほぼ網羅され

ておるなということですが、先ほど当初予算に金額が町長選・町会議員選の中に入っておると
いうことで、トータルの金額って今そこに、予算の中の公費負担の部分はどのぐらいになるか、
ちょっと分かれば教えていただけますか。

総務防災課行政管財係長（加藤 群君）

御質問にお答えさせていただきます。

今回の公費負担に関しましては、合計で483万1,000円を予算として計上させていただいて
おります。

委員（高山由行君）

ありがとうございます。

それは、この条例に沿った、全員がマックスで申請された金額ということによろしいですね。

総務防災課行政管財係長（加藤 群君）

全員が申請された場合、あと人数の差もありますが、一応こちらの算定としましては、議員
が18人、町長選に3人出た場合の全員が上限を使った場合ということで算定をさせていた
いております。

委員長（谷口鈴男君）

ほかによろしゅうございますか。

[挙手する者なし]

それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午前9時32分 休憩

午前9時33分 再開

委員長（谷口鈴男君）

休憩を解いて再開をいたします。

これより、議案第17号 御嵩町議会議員及び御嵩町長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の制定について、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第17号 御嵩町議会議員及び御嵩町長の選挙における選挙運動の公費負担

に関する条例の制定について、採決を行います。

本案について賛成の方の挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

賛成全員であります。したがって、議案第 17 号は可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、総務防災課関係を終わります。御苦労さまでした。

次に、企画課関係について行います。

議案第 5 号 令和 5 年度御嵩町一般会計予算について審査を行います。

補足説明がありましたらお願いをします。

企画課長（山田敏寛君）

補足説明ございません。

委員長（谷口鈴男君）

補足説明はなしと認めます。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

委員（岡本隆子君）

予算書の 46 ページですが、空き家の家財道具等処分補助金というのですが、令和 4 年度は 30 万円ついていて、今年は 20 万円ということなんですけれども、この補助事業の利用状況がどうかということと、それから現在の空き家バンクの登録状況を教えてください。

企画課企画調整係長（安藤裕之君）

では、岡本委員の御質問にお答えいたします。

現在、空き家家財道具処分費補助金につきましては、実績といたしまして、令和 2 年度から開始いたしまして、令和 2 年度は 1 件、令和 3 年度は 2 件、令和 4 年度はゼロ件という状況になっております。

また、空き家バンクの登録、成約件数につきましては、登録件数は平成 26 年度から令和 4 年度、現時点で 92 件ございまして、成約件数は同じ期間で 56 件となっております。以上でございます。

委員（岡本隆子君）

すみません、令和 4 年度、この補助金を使った方はゼロということなんですけど、これはどういった理由で、もともとそんなに多くはないと思うんですけど、どういった理由なんですか。

企画課企画調整係長（安藤裕之君）

理由といたしましては不明でございます。

委員（岡本隆子君）

今、メディアでも実家の処分とかどうするというのがよく取り上げられていて、非常にお金がかかるということがよく言われるんですけども、これってあまり皆さんがこういう制度があるということが分からないのか、使いづらいのか、これにも増して、たくさんあり過ぎてできないのか、どういった理由なのか、何かもうちょっと使いやすくするような改善点とありますか、そこはないものでしょうかね。

企画課企画調整係長（安藤裕之君）

我々の周知が十分にまだ至っていないというところが1点あるかと思います。

空き家を手放したい方に対して、非常にこの補助自体はハードルが下がるものとなっておりますので、特定空家の対策という意味でも非常に有効な施策だと感じておりますので、我々等も周知をさらに強化していきたいと考えております。

委員長（谷口鈴男君）

ほかに。

委員（岡本隆子君）

ちょっとほかの方はないようですので、引き続き失礼します。

ふれあいバスの件なんですけれども、今、このデマンドタクシーを使ったこの形が定着していると思います。

で、以前空気を運んでいたとか、いろいろそういう批判と申しますか、そういう声がある中で、今こういう形になってきたと思うんですけども、最近聞くのが、やっぱり上之郷の方から多く聞くんですが、非常にデマンドバスが予約しておくだけでも急に行けなくなって乗れない場合に非常にキャンセルしづらいということで、結局利用できないとかそういう声だったり、バス停まで遠いとかそういう理由だったり、中、御嵩に来ると巡回バスが走っているのであいうバスのほうが、やっぱりあっちのほうがいいのかそんな声を聞くんですけども、今のこの形態ですけれども、今後アンケートを取られたりとかそういったことをされる予定はあるのか、何か見直すのはどういったタイミングでされるのか、そういったところを教えてくださいませんか。

企画課企画調整係長（安藤裕之君）

現在、令和2年度に策定いたしました御嵩町地域公共交通網形成計画というものが、終期が令和7年度となっておりますので、大幅な見直しは令和6年度頃と考えております。その辺りにアンケートも実施する予定としております。

一方、現時点でも計画の中で利便性の向上は目標として掲げておりますので、御要望の内容に応じまして御嵩町の地域公共交通会議での協議を経まして、随時運用方法を変更させていく

というところは可能でございます。

あわせて、運用方法の見直しだけではなくて、キャンセルしづらいといった気持ちの部分をいかに補完していくかというところがございますけれども、御嵩町のふれあい予約バスの乗合率が非常に高いというところは、行政が住民の方に乗り方やその利便性を伝えるのではなくて、住民の方が住民の方同士で、バスが使いやすいよみたいな話をしていただいたという経緯がありまして、いかに、この住民から住民へ伝えていけるような空気であったり場づくりみたいなところも着手していきたいなと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

委員（岡本隆子君）

その住民の方から住民同士で教え合うといいますか、これやってみるとよかったよみたいな話は確かにあったと思うのでよかったと思います。

それで、そういった地域の高齢者の方たちの声なんですけれども、私はそういう声を自治会を通して行政に伝えていったらどうと言うんですけど、なかなかその地域の高齢者の方は自治会の集まりに行かれることはないし、そういった意見を言う場がないというふうにおっしゃるので、先ほど言われた地域の公共交通会議ですか、そういったところとか、何か実際使われる方の声が反映されるように、以前からそこも配慮されているとは思いますが、より一層そういった声を拾っていただけるようお願いしたいと思います。

委員長（谷口鈴男君）

ほかに。

委員（高山由行君）

細かいことで申し訳ないですけど、今のふれあいバスの運行事業の件について、毎年少しずつ単価というものが変わってきておるようですが、キロ数による単価、運行数による単価の変化というものがあって、それはどこで決めておるのか。例えば今の公共交通の会議の中で、その人たちが参加して決めているのか、委託事業ということで毎年更新があるのか。例えば、今のガソリンの高騰になってくると、また電気料金と同じように莫大な金額が発生するという懸念もありますので、そこら辺のことをちょっと説明してください。

企画課企画調整係長（安藤裕之君）

単価につきましては、公共交通会議の場ではなくて運行いただいている事業者様からの要望に合わせて対応をしております。

企画課長（山田敏寛君）

ただ、要望を丸ごとのみにするわけではなく、その辺はよく協議とか交渉をしまして決裁を経まして契約ということになっていきますので御理解ください。

委員（高山由行君）

当たり前の話ですけど、それはどこで協議するんですか。

課の中で協議するのか、例えばさっきの公共交通会議、そういう場で協議をするのか。総務を交ぜての協議なのか。

企画課長（山田敏寛君）

まずは課で協議しまして、当然予算ですので財政にも諮りまして最終的には、今決裁区分が出てこないんですけど、規定に基づく決裁ということで確定しておりますのでお願いします。

委員（高山由行君）

ありがとうございます。それは結構です。

それともう一つ、地方創生事業、最近少し金額、量も減ったかなというような感じで見ております。デジタル庁ができた関係で、交付金の名前もデジタル田園都市国家構想交付金、もう分かりにくくて、調べても内閣府も、地方創生推進事務局があれば内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局というのが出てきて、なかなか見づらかったんですけど、僕去年もおととしも多分、同じことを聞いておると思うんですけど、こういうことは高校生も含めて新しいことにチャレンジするというでなかなかいいことだろうなと思って見ています。

国の制度が変わるにつけて、補助金メニューとかそういうものが変わってきているのか、御嵩町でやる、また新しい企画等は考えていっていただけておるのか、同じことをやっておるというように私には映りますけど、そこら辺の考え方はどうでしょう。

企画課企画調整係長（安藤裕之君）

国の、今回名称がデジタル田園都市国家構想交付金という形になったんですけども、今まで活用させていただいた地方創生推進交付金が、この交付金の中の1タイプとして位置づけられるようになったということなので、仕組み自体は変わっていないと御認識いただければと思うんですが、1点、デジタル社会への寄与という視点を事業の中に積極的に盛り込むようにというお達しをいただいております。

過年度、このITの人材育成であったり、キャリア教育の事業は引き続き行わせていただいていたんですけども、その中で見えてきた課題を一度洗い出しまして、事業としてより人材育成であったりだとか、ひいては育成した人材が御嵩町の活性化にどう寄与していくかというところを改めて考え直して事業を組成し直しましたので、その辺り御理解いただければと思います。

委員長（谷口鈴男君）

ほかに。

委員（安藤信治君）

施策の3ページ、名鉄広見線の対策事業、新規事業ということで853万円、この数字は前に

説明を受けた数字ですので予算書と整合性が取れない部分もありますけど、この中で、名鉄資料展と、それから大きく分けると名鉄線路収支改善提案業務委託というのがあるんですけど、この上の部分の名鉄の資料展というのは町が企画してやると思いますけど、この下の 633 万 9,000 円の収支改善提案業務というのが一体どんなものかというのをちょっと説明してほしいんですが、よろしくお願いします。

企画課企画調整係長（安藤裕之君）

それでは、収支改善提案事業につきましてですけれども、今まで名鉄広見線の対策といたしまして、活性化協議会も含めまして比較的用户を増やしていくという方向性で収入を増やしていくというところを考えたんですけど、どうしても担当者レベルでの思いつき、発想というところで、またコロナ禍というところで、非常に利用者のところ、大きな打撃を受けておまして、ここの広見線の赤字の部分をいかに改善していくかというところを、一度専門の業者であったり、第三者に費用対効果も含めた事業を提案してもらうところを考えておまして、この令和5年度に実施する提案事業で複数の事業提案をいただく予定としておまして、その中でいかに効果が高そうなもの、また費用対効果がよさそうなものを令和6年度・7年度に実施していくために、令和5年度にこの提案事業というものをやらせていただく予定としております。

委員（安藤信治君）

ちょっとあんまり意味が分からんのやけど、今年度で要は改善策の提案を出してもらって次の年につなげたいというのは分かるんですけど、具体的に、これは委託事業だからどこかに委託するわけだけど、そういった委託先なんかは何か考えてみえるわけですか。

企画課企画調整係長（安藤裕之君）

公共交通に精通するコンサルへの委託を考えております。

副委員長（清水亮太君）

今のこの関連ですけど、この金額は割と金額ありきな計画だったと思うので、仮に入札とかで差金が出た場合、上回る分はまだ分かりますけど、下回った場合どうされるのか、その方針だけちょっと教えてください。

企画課長（山田敏寛君）

そこはこのように予算立てしたというところで、きっちりこれが使っていないと名鉄も許さないよということではありませんので、そこは許してもらいます。以上です。

委員長（谷口鈴男君）

いいですか。

委員（岡本隆子君）

今の関連で、特別展なんですけれども、旧名鉄資料館の資料をとということなんですけど、これは何か特に可児市と連携して、可児市とどう連携していくのかということで、何か特にお考えがあれば教えてください。

企画課企画調整係長（安藤裕之君）

本件について、直接的に事業に協力していただくところはないんですけども、可児市の山城ミュージアムに、かつての線区の資料が残っているなどございますので、展示できる資料を借用したりだとか、また可児市からこちらに来ていただくためにPRチラシを配架していただくなどの連携は考えております。

委員長（谷口鈴男君）

ほかに。

[挙手する者なし]

ないようでございますので、質疑なしと認めます。

これで議案第5号の企画課関係の質疑を終わります。

次に、議案第19号 御嵩町職員の降給に関する条例の制定について審査を行います。

補足説明がありましたらお願いをいたします。

企画課長（山田敏寛君）

補足説明はございません。

委員長（谷口鈴男君）

補足説明なしと認めます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

委員（安藤信治君）

これは降給に関する条例ということで付託を受けておるわけですけど、この資料の12ページの2番のところに、心身の故障の場合というのが出てくるんですけど、現在はそういった可能性のある職員というはおるわけですかね。その辺をちょっとお聞きしたい。

企画課人事係長（木村公彦君）

この降給に関して今該当する職員はおりませんが、メンタルで休んでいる、心身の故障で休んでいるという職員は今のところ2名おります。

委員（安藤信治君）

これは非常に難しい問題だけど、そういった場合に適用されるふうに考えるべきかな。

今どのくらい休んでみえるかどうか分からないですけど、その期間というのはあると思いますので、本人から申出があるのが一番ベターかもしれないですけど、ある程度強権的に降格す

るような格好になると思うんですけど、そういった可能性というかな、せっかく条例ができるから運用していくことになると思いますけど、その辺についてちょっとどうかなと思っているんですけど、ちょっと質問が難しいかもしれない。

企画課人事係長（木村公彦君）

今降給条例ということで、今回上程させていただいておりますけれども、分限に関する条例というものも実は御嵩町にございまして、その分限で心身ともに、休職というところで3年というのが、休職した場合3年というところで区切りがあるというところは基準、規定で定められておるところでございます。

副町長（寺本公行君）

条例としては整備させていただく。で、運用の段階になると、それは厳格にやっていくべきだと考えていますんで、当然職員の身分に関わることで、分限の条例もいろんな法令等を見まして、しっかりと対応していくというふうには考えておりますのでお願いいたします。

委員（安藤信治君）

今、副町長がおっしゃられたんですけども、心身の場合だけ私は取り上げたんですけど、これは、勤務実績、実態の不良とか職務適格性とか、定数はいいですけど、そういったことで慎重に運用をしないと、なかなか条例そのものが機能しないかなと思うんですけど、その辺を十分慎重に運用をしていただきたいというふうには思っております。はっきり言えば、裁判沙汰になる可能性も大いにあるみたいな感じが、なきにしもあらずですので、よろしく願いしたいと思います。以上です。

委員長（谷口鈴男君）

ほかによろしゅうございますか。

[挙手する者なし]

それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

午前9時58分 休憩

午前10時02分 再開

委員長（谷口鈴男君）

休憩を解いて再開をいたします。

これより、議案第19号 御嵩町職員の降給に関する条例の制定について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 19 号 御嵩町職員の降給に関する条例の制定について、採決を行います。
本案について賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

賛成全員であります。よって、議案第 19 号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、企画課関係を終了します。御苦労さまでした。

次に、亜炭鉱廃坑対策室関係について行います。

議案第 5 号 令和 5 年度御嵩町一般会計予算について審査を行います。

補足説明がありましたらお願いします。

亜炭鉱廃坑対策推進室長（早川 均君）

当方から補足の説明はございません。よろしくお願ひいたします。

委員長（谷口鈴男君）

補足説明はなしと認めます。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

委員（岡本隆子君）

リニア関連で、覚書に基づきまして亜炭鉱の地下充填の協議というのをしておられるのではないかと思いますけれども、どういった協議をされているのかということと、今後の方向性について教えてください。

亜炭鉱廃坑対策推進室長（早川 均君）

まず、当初予算のほうにはその旨の予算のほうは計上されておりませんので、まず御理解をお願いいたします。

その上で、JRとは覚書に基づきまして、協議は進めております。定期的にでございますけれども、それにつきましては、スケジュールとかそういうものを中心に協議を進めておるところでございます。以上です。

委員（岡本隆子君）

今後の方向性について教えてください。

亜炭鉱廃坑対策推進室長（早川 均君）

先ほども申しましたように、スケジュールを確定しないと次のことに進めないのかなと思っておりますので、まずはJR等とこの事業スケジュール感を合わせて、そこでマッチングする

か見極めていきたいと考えております。以上です。

委員長（谷口鈴男君）

ほかに。

委員（高山由行君）

今大車輪のように亜炭鉱の事業を進めておられると思います。事故等の連絡もありませんし、頑張っていておられるなという気持ちであります。

1つ、先年11月30日の工期で、ミュー粒子による空洞把握調査というのが5,000万円程度使ってやったと思いますけど、その成果というのは私たちに開示していただけるのか、町民の皆さんに開示するのか、どのような形になっておりますでしょうか。

亜炭鉱廃坑対策推進室副室長（野中崇志君）

ミュー粒子の調査につきましては、履行期限を3月20日までとしておりまして、ただいま報告書をまとめている段階でございます。

報告書がまとまりましたら、また議員の皆様にご報告したいと考えております。

委員（高山由行君）

分かりました。ありがとうございます。

それともう一点、第1期工事の地盤脆弱性調査が、これも終わっていると思いますが、調査結果等はどうでしたでしょうか。

亜炭鉱廃坑対策推進室副室長（野中崇志君）

第1期の調査の工期の延期をしております、令和5年11月30日が契約の工期となっておりますので、そちらのほうも今後の調査のほうはまだ続いておる状況でございます。

委員（高山由行君）

それで1つ心配なのは、先ほど板屋係長に質問がありました、取りあえず県のほうに農地転用の書類を取り下げの旨を伝えてあるということで、こういう調査が、地権者様が許してもらえるのかということもありますけど、そこら辺の具合はどうでしょう。

亜炭鉱廃坑対策推進室副室長（野中崇志君）

現場のボーリング調査につきましては完了しております。今は成果を事務でまとめているところでございますので、それで続いているということでございます。

委員（福井俊雄君）

9ページの下段なんですけれども、特殊地下ごう対策事業、これは特殊地下ごうって、従来の充填と僕の勉強不足かもしれないがどこがどう違うかというのと、あと、東濃高校亜炭鉱対策負担金、岐阜県が新たに創設した財源なんですけれども、これはどういった財源かということ、この2点、ちょっと教えてください。

亜炭鉱廃坑対策推進室副室長（野中崇志君）

まず、特殊地下ごうでございますけれども、こちらは南海トラフ事業と連携事業となっております。南海トラフ事業のレベル1は南海トラフ事業でできるんですけれども、レベル2となりました公共施設とか避難所とか、そういったところにつきまして、国土交通省の予算で施工ができるというものになっております。

今回の事業主体は、東濃高校を管理しております岐阜県となっておりますので、岐阜県が予算を確保され、施工させていただくわけですが、ただ、施工につきましては、岐阜県から御嵩町へということで、覚書を締結しまして施工することにしております。以上でございます。

委員長（谷口鈴男君）

ほかによろしゅうございますか。

[挙手する者なし]

それでは、質疑ないようございますので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで亜炭鉱廃坑対策室関係を終了します。御苦労さまでした。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時11分 休憩

午前10時30分 再開

委員長（谷口鈴男君）

それでは、休憩を解いて再開をいたします。

次に、環境モデル都市推進室・まちづくり課関係について行います。

議案第5号 令和5年度御嵩町一般会計予算について、審査を行います。

補足説明がありましたらお願いをします。

環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長（中村治彦君）

補足説明等はございません。

なお、3月からまちづくり推進課係長 亀山が産休に入りましたので、答弁につきましては私のほうでさせていただきます。よろしく申し上げます。

委員長（谷口鈴男君）

それでは、補足説明はなしと認めます。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

委員（高山由行君）

環境モデル都市のほうに1点伺います。

私ちょっと説明を聞き漏らしたのかもしれませんが。太陽光発電の設備設置費補助金という項目ですが、主要な施策の11ページ最下段ですが、県の補助金との関係性で、そこら辺、申請するとどの補助金がもらえて、こちらはなしというようなことが、僕、いまいち理解できておらんのですが、この2つをぱっと見ると県のほうの補助金のほうがいいなという程度で、どういう関係性があるんですかね。

環境モデル都市推進室副室長（佐藤公則君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

太陽光発電設備等の補助金でございますが、現在主要施策に書いてありますとおり、上段にありますのが町がもともと持っていた補助金でございます。下段にありますのが新設された県の補助金でございます。こちらは条件を満たせばいずれの補助金も受給することもできますということで、両方の条件を満たせば、例えば太陽光発電設備ですと町のほうで10万円、それから県のほうで35万円、合計最大45万円まで補助金の交付が受けられる、そのような制度になっております。回答は以上でございます。

委員（高山由行君）

分かりました。ありがとうございます。

もう一点、昨年から例の太陽光の恵みご近所支え合いの登録というのはなくなっておるみたいですが、昨年からでしたかね、なくなっておるのが。そこら辺は今後どのようにするかとか、今まで入っていたいただいた方の再周知とか、そこに入っておられる方がいざとなって大地震のときに玄関先に、支えてもらえるんだよという周知とかということ、どう考えておりますでしょうか。

環境モデル都市推進室副室長（佐藤公則君）

ただいまの質問にお答えいたします。

太陽光の支え合いの制度でございますが、現状でもその制度は生きております。現在でも町の補助金を受給する際には、そのご近所さん支え合いの誓約を出していただくというところがございます。今でもこの制度は生きておるというところがございます。

また、災害時でございますが、こちらのほうで対象者のリストを自治会別に有しておりますので、災害時には自治会長に対してこちらが持っている情報を提供するというような形で対応する予定でございます。以上でございます。

委員（高山由行君）

ありがとうございます。

明記しておってもらえるとありがたいですけど、来年の予算出しのときも。もうなくなっ

ちゃったと、僕は。去年から書いていないので、もうなくなっておるもんやと思って、その施策はなしなのかなと勘違いしていました。はい、分かりました。

委員長（谷口鈴男君）

ほかに。

委員（岡本隆子君）

1つ目ですけれども、一番上の環境都市交流体験プロジェクト事業というのですけれども、今年も下川町への派遣が組み入れられているわけですが、コロナ禍では別の環境講座とかに置き換えられていたと思うんですが、そのときの参加人数とか教えていただけますか。

環境モデル都市推進室副室長（佐藤公則君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

まず今年度でございますが、参加者全体としては315名でございます、講座としましては全部で8種類の講座を行っております。

主なものを申し上げますと、木を使ったスプーン作りとか、水鉄砲作りとか、あと色鉛筆、フォーク作りなど主に木育の講座ですとか、あるいは森の生き物観察会、植物とか野鳥とかの観察会でございます。それから、補助金の枠組みの中ではカワゲラウォッチングとかも一緒にやらせていただいたというところでございます。以上です。

委員（岡本隆子君）

ありがとうございます。

315名と聞いて、まあまあなかなかの人数だなと思ったんですけれども、下川町の事業は事業で非常に効果があることだと思うんですが、今後、今年度御嵩町の山に植林するとかそういった事業もある中で、御嵩の山を子供たちにより身近に感じてもらえるようにするためにも、この下川町の事業というよりは、より親子で参加できたり大勢の人たちが参加できるような環境講座、そういったことに置き換えていくのも考えていってもいいんじゃないかなと思うんですが、何かそこら辺の協議はされたのでしょうか。

環境モデル都市推進室副室長（佐藤公則君）

下川町の事業につきましては、この令和2年から令和3年、令和4年、コロナ禍で中止せざるを得ないということで中止してきたところでございます。その代替事業として先ほどの環境講座をやらせていただいたわけですが、環境講座は、基本的には直接自然に触れて、まずは楽しんでいただく、それがきっかけになって自然を好きになってもらえればなというような願いを込めてやっている事業でございます。

一方で、下川町の事業につきましては、中学生を派遣して町へ還元できる人材の育成を目的としておりまして、実際のプログラムも先進地を見るだけではなくて、学んだことをいかに普

及するか、発表するか、そこまでをプログラムとして予定しておる事業でございます。ですので、体験して楽しんでもらうきっかけ作りというよりかは、プラスアルファの結果を求めるような内容になっておまして、今の環境モデル都市行動計画におきましても施策の一つとして上がっておりますので、令和5年度についてもその実施について御理解をいただければありがたいなあと思っております。以上でございます。

委員長（谷口鈴男君）

ほかに。

委員（福井俊雄君）

まず一つ、今の話の関連なんですけれども、コロナが終息しつつあるから、この下川町派遣をされるということだと思いますけれども、100%収まっているとは思えないので、対策をどんなことを考えられているかというのが1点と、この実施をするという基準というのはあるのかなのか、どういう基準なのかということをちょっとお聞かせください。

環境モデル都市推進室副室長（佐藤公則君）

まず、御質問のありましたコロナ禍での対策ということでございますが、これまで下川町の派遣事業につきましては、中学生につきましては宿泊先が相部屋ということで、大部屋みたいなところで皆さん一緒に泊まっていたいただいておったんですけれども、今コロナ禍ということで、楽しくなくなってしまうかもしれませんが、中学生についても個室に行くことによって安全管理をしたいというふうに考えております。

実施するかどうかの基準につきましては、最近やっと5類というような話もございましたけれども、通常のインフルエンザ等と同様の扱いになるのであれば、実施をすることについては問題はないかなというふうに考えております。いずれにしましても、例えば学校の修学旅行等の基準とかも考慮しながら、早い段階で実施するかどうかを判断していきたいというふうに考えております。以上です。

委員（福井俊雄君）

個室ということは、仲間の間の交流というのはちょっと少なくなると思うんだけど、よその学校の子もおるんだけど、そこら辺のことを考えてみえますか。

環境モデル都市推進室副室長（佐藤公則君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

御質問いただいたとおりでして、プログラム終了後の交流の機会は若干減るやもしれないというふうに考えてはおりますけれども、やむを得ないものとして整理をしております。

ただ、こちら学校も学校の修学旅行の基準、文科省の基準等を見まして、予算上は個室で対応できる予算を確保しておりますが、実施の段階ではまた相談して検討したいというふうに考えて

おります。

副委員長（清水亮太君）

主要な施策 11 ページの電気自動車購入事業のほうなんですけど、この充電コンセントはかなり大容量で大規模という話を伺いましたので、移設が可能かどうか念のための確認ですけど、お願いします。

環境モデル都市推進室副室長（佐藤公則君）

充電コンセントにつきましては、充電コンセント本体とそこにつながる電気工事ということでございますので、コンセント本体の移設は可能ではないかというふうに考えております。ただ、その時期によってどうかということもございますけれども、基本的には本体とコンセントの組合せですので、移設は可能だというふうに考えております。以上です。

委員（岡本隆子君）

12 ページにあります環境基本計画の改訂支援ということで、基本計画策定時は非常に住民参加をしっかりとされてやられたと思うんですけども、今回どういうふうにして住民参加の確保を図っていかれるかということと、御嵩町、環境省選定の重要湿地もあるということで、この自然保護の在り方についてはどんなような方向で行かれるのかということをお聞きいたします。2点です。

環境モデル都市推進室副室長（佐藤公則君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

まず住民参加、住民意見の確保の仕方でございますが、住民の意見の把握につきましては主に2つの方法で考えております。1つはアンケート調査でして、もう一つはワークショップでございます。

まずアンケート調査につきましては、今年度の補正予算で予算をいただきまして、現在調査票の集計作業中でございます。今回 20 年ぶりの本改訂ということで、過去の小さい改訂のときと比べまして、アンケートの対象者、事業者とか中学生まで増やしまして、少しでも多くの方の御意見を伺うということで、幅広いアンケート調査を実施したところでございます。

また、ワークショップでございますが、当初予算において要求しました委託料につきましては、住民意見の集約とか、あるいは合意形成のための予算でございます。こういった形でアンケートの集約と、あとはワークショップによる生の声をなるべくたくさん集めるというような形で住民意見の確保を図っていきたいというふうに考えております。

また、御質問2つ目でございます。

湿地のこととか生き物のこととかでございますが、これまでの環境基本計画では、例えば重点エコプロジェクトなど、基本的にはワークショップを通じて住民の皆さんの意見を集めて、

合意形成を経て施策の取りまとめを行ってきたところでございます。ですので、湿地の保全・希少種の対策がどのような位置づけになるかについては、ちょっとまだワークショップをやっていない段階ですので、この段階でちょっとお伝えすることはできませんが、ただ、既存の環境基本計画におきましても具体的な取組ということで、湿地の整備ですとか生態系の保全とか、そういった言葉が出てきておりますので、次期計画におきましても何らかの形で位置づけられるのではないかなというふうに考えております。以上です。

委員（岡本隆子君）

ありがとうございます。

ワークショップというのは、大体何回ぐらい考えられているんですか。

環境モデル都市推進室副室長（佐藤公則君）

現状では、予算上は5回分は確保できるように用意をしておるところでございます。

委員長（谷口鈴男君）

ほかに。

委員（安藤信治君）

主要施策の13ページ。御嶽宿わいわい館維持管理事業というところで、560万3,000円計上してあります。これはほとんど人件費だと思うんですけど、わいわい館の設立の本来の目的ということで、観光情報の発信とか交流ですね、観光客、それから特産品の展示なんかを通して紹介するとか、そういったことが本来の目的だと思うんですが、ここ3年間コロナ禍ということでなかなか思うように活動が職員もできなかったと思うんですけど、改めてコロナが終息したという時点で、そういった本来の目的を考え直して、どのような取扱いをしていくというのは考えておく必要がありますので、その点と、それからこれは備品購入が189万3,000円ということですが、この備品はどんなものかということ、これをまず2点、お願いしたいと思います。

環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長（中村治彦君）

今いただいた2点の質問についてお答えいたします。

まず1点目、コロナ禍が明けつつあるということで、どのような集客ということだと思いますが、わいわい館の設置目的を達成するためにいろんな仕掛けをしていかなきゃいけないというふうには考えています。数値としましては、令和4年度、4月から1月ベースで申し上げますと、入館者数につきましては令和元年度から比べると26%減少している。ただ、昨年度、令和3年度と比べると20%増加しているということで、おおむね元に戻りつつあるという状況ではあります。あと、集客という点で申し上げますと、例えば名鉄活性協さんのほうで謎解きのゴールだとか、名鉄散策切符の最寄りの場だとか、あと名鉄のイベントであれば電車旅とい

う企画を設けていただいたり、岐阜県主催のひだ・みの戦国スポットめぐりなどなど、いろいろ中山道御嶽宿を核とした施設として位置づけられております。

当然ながら、わいわい館自身もわいわい館マルシェだとか、今ですとひな祭りだとか、そういったイベントを開催して、なるべく集客が元に戻るよう、コロナ前のにぎわいに戻るよう、今鋭意努力しているところでございます。

2点目につきまして、今の備品購入費というお話が出たんですが、これにつきましては、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料と備品購入費、全部合わせて189万3,000円ということでございます。備品購入費につきましては、AEDが耐用期間を超過するというので、今年度、令和5年度に購入を予定しております。以上でございます。

委員（安藤信治君）

ありがとうございます。ちょっと備品も私の勘違いで、そのままずばりだと思ったんですが、違いますね。

それと、今いろんな企画みたいなものを考えてみえるみたいですけど、基本的には来た人が気楽に立ち寄って、ついでに特産品を見るとか、そういったような情報を得られるような、そういった雰囲気も大事だと思いますので、この辺を努力していただきたいと思います。

それから、もう一点ですけど、これは主要施策の14ページになります。

一番下の段の垂炭鉱跡VR動画作成事業ということで、500万円ほど予算計上してあるんですけど、これは視聴体験が主になると思うんですけど、そういった機会の創出、視聴体験というのはどんな機会を捉えておられるのか、具体的に考えておるのか、ちょっとお答え願いたいと思います。

それから、これは当然観光振興にも活用ということも書いてあるんですけど、このVR動画を観光資源としてどんなように活用していくのかというのは、私もちょっとイメージが湧かないんですけど、その点とそれから、ゴーグルというのか眼鏡みたいなやつかな、僕はやったことがないんですけど。これの購入台数とか規格とか、現物を見せてもらうのが一番いいと思うけど、そういったものをちょっと御説明いただければ、お願いしたいと思います。

それから、それを見たときに解説みたいなものが出てくるかどうかという。動画の中に音声が入っているのか、そばにおって誰かが説明してくれるのか、その辺もちょっとどういうふうを考えてみえるか。その点について、以上お願いしたいと思います。

環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長（中村治彦君）

ただいま4点御質問いただきました。

いろいろ重なり合うところがありますので、もし答弁漏れがありましたら再質問をお願いいたします。

細かい仕様につきましては、これから詰めてまいりたいと思うんですけれども、そもそもこのVR動画というのはどういうものかという、亜炭鉱の歴史だとか当時の面影なんかを次世代に引き継ぐためのVR動画ということで、先ほど委員おっしゃったようにゴーグルをかけて、仮想現実、VR動画ですので、そういったもので驚いてもらったり感動してもらったり、見て驚きだとか、町の資源を昔こうだったよということが分かっていたらいいかなというふうに思って、それをプラス観光に使えるかなというふうに考えております。

ゴーグルにつきましては、今予算上では2台予定しております、1台は中山道みたけ館、あとわいわい館に設置したいと思いますが、設置といたしましてもポータブルですので、例えばイベントだとか行事だとか、来訪者が見たいということがあれば、貸出しの基準は恐らくできるかとは思いますが、そういった場では提供していきたいというふうに思っています。

あと内容、解説をどうするかということでございますけれども、それにつきましては、ナレーションを入れたりとかということが可能であれば、そういったもので入れて、ゴーグルをかけたときに音声も出てこればいいかなあというふうに仕様のところでは考えております。また、詳細についてはいろいろ詰めていくところが必要だと思いますけれども、よろしく願いいたします。

委員（安藤信治君）

VRといってもイメージ的なものになると思うんですけど、例えば、例の伏見の調査口でしたか、あそこなんか結構高い。入ったことあると思うんですけど、あんな穴が御嵩町に全部開いておるみたいなイメージが湧く人もあったんですよ。だから、亜炭層なんてせいぜい2メートルかそらの層で、穴も2メートルというのが普通なだけで、あの穴が全部御嵩町にあるようなイメージが持たれる方が僕もちょっと記憶にあったもので、イメージ動画というとなかなか難しいんですけど、そういった事実が伝わるような動画になってほしいというのは、一つ希望があります。

以上で、希望だけですのでよろしくお願いします。以上です。

委員（岡本隆子君）

すみません。ちょっと関連なんですけど、視聴体験できる機会を創出するとありますけれども、今お聞きするとその視聴体験できるところが、わいわい館と中山道みたけ館の2か所という理解でよろしいですか。

環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長（中村治彦君）

説明が悪くて申し訳ございません。

置いてある場所は、そちらの2か所に置いておこうと思っておりますが、当然ながら、例えば学校で使いたいとか、そういうことも活用できるかなというふうに私は幅広に考えております。

以上です。

委員（岡本隆子君）

学校での活用、非常にいいと思います。

それと、中山道みたけ館のできれば1階においていただくと、1階図書館の来場者がそういったのが気軽に見られるといいかなと思いますので、それを希望します。

委員長（谷口鈴男君）

ほかに。

委員（福井俊雄君）

今の話の上の欄ですけれども、東美濃歴史街道協議会負担金ですけれども、80万円あるんですけれども、何をやっているのかよく実態が見えていないんですけれども、今年度、一体何をやられようとしているのかをちょっと説明してください。

環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長（中村治彦君）

今の御質問にお答えしたいと思います。

東美濃歴史街道協議会というのは、そもそもはリニアに関連する6市1町で構成されている協議会でございます。令和4年度につきまして申し上げますと、例えば3月上旬に名古屋市の旧テレビ塔の久屋大通公園で地酒イベントをやったりとか、あとフォトコンテストだとか広域観光パンフレット、あとJRタカシマヤとのコラボの特産品振興だとかもやって、スタンプラリー、山城パンフ、中山道や下街道マップなども作ったりしております。

令和5年度も事業を絞りつつも、同様な内容をブラッシュアップさせてやっていくという話は聞いております。ただ、ほかの6市と比較しましてマンパワーが不足していたり、効果的にどうかというような内容だと思うんですが、全ての事業が参画できるかどうかは様子を見つつ検討してまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

委員（福井俊雄君）

これは町民の人がよく理解していないと思うんですね。こういうことをやっているということ。だから、できる範囲で町民の方々にお知らせするような形をしてもらえるとありがたいなと思います。よろしく申し上げます。

委員長（谷口鈴男君）

ほかに。

副委員長（清水亮太君）

今のことに関連なんですけど、デジタル田園都市国家構想交付金、これで何か負担金と言われるとかなり違和感があるんですけど、これはどういう……、さっき高山議長も言われたんですけど、どういうメニュー、何かいろいろと田園都市の交付金のやつは種類があるんですけど

こういったものなのか、ちょっともう一度お願いします。

環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長（中村治彦君）

御質問のとおり、確かに事業と交付金の内容がアンマッチだなあというふうには思います。

これにつきましては、もともと地方創生推進交付金を活用しておりました。令和5年度以降につきましては、今御指摘がありましたデジタル田園都市国家構想交付金という名称に変わって、従来の地方創生推進交付金が、デジ田といいますけれども、デジ田の中の地方創生推進タイプというふうで位置づけられております。名称が変更されたということで、内容的にはほぼ変わらないということで御理解いただければと思います。以上です。

委員長（谷口鈴男君）

よろしいですか。

ほかに。

委員（高山由行君）

すみません。私の今日の質問は、もろもろかぶってしまってあれですが、さっきのゴーグルの話ですけど、ゴーグルが作るに440万円かかって、残るゴーグルが63万1,000円で2台ということで、数が少ないなあと僕自身は感覚として思っていて、そのゴーグルが流用できるものなら、また違うビデオ撮影をして、そのゴーグル自体は使えんのかなあと思うんですけど、それが本当に有効な使い方やと思うんですけど、そこら辺をちょっとどう考えているか教えてください。

環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長（中村治彦君）

今の御質問にお答えしたいと思います。

確かに、ゴーグルにつきましては汎用性のある、一般に市販されているものを想定しております。先ほど申し上げたように仕様についてはこれから詳細に詰めてまいります。例えば映像でもユーチューブにアップできるような形態にするとか、ホームページなどで公開できるような仕様にするとかということも想定はしております。これのみに特化したものというゴーグルではないものですから、汎用的に使えればというふうに思っています。以上です。

委員（高山由行君）

説明のところに観光振興を図ると書いてあるので、大変大きな期待を私は持っております。頑張ってください。

それと、1点、これもお願いやら注文やらになってしまうんですが、駅の管理ってまちづくり課にしておるんですね。駅の管理は、たまには行って見ていただいておりますが、私も孫を連れてちょくちょく駅で電車に乗って行ったり来たりしております。そのときに、あそこがどういう位置づけなのか私には分かりません。中をのぞいてみると、横のところを大き

なポスターがいっぱい入って、土産物も全然見えない。何のために中があるのというと、のぞいてみると、中で作業しておる人がパソコンを打っておられるので、それを見られたくないのか、のぞくなというていであそこがあるので、私自身も、私は入りますよ。それでも入っていきますけど、ほかの人が来たら、あそこはまず入れんと思います。あの雰囲気では。

ちょっとそこら辺も、課長あたりが行って感じていただいて、どうしたらいいのか、ここを。ちょっと考えてほしいんですけど。

環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長（中村治彦君）

厳しい御質問というか、御指導ありがとうございます。真摯に受け止めて、そういったことがないように努めてまいりたいと思います。

常々こういった御質問をたくさん受けておることも、私は存じております。観光案内所としての機能は、もし不備な点があれば改善していくというふうにしていきたいとは思っています。

ただ、観光案内業務だとか、構内の清掃だとか、トイレ周りの清掃などなど、やってはおるのは、私は日誌のレベルでありますけれども、確実に堅実にやっていただいているというのは間違いないと思います。ただ、そういった御意見等あるということについては真摯に受け止めたいと思います。以上です。

委員（高山由行君）

やっておられるのは民間の企業ですので、そこら辺は指導していただいて、使い勝手のいい、観光客が来て2回目、3回目と来たいような御嵩町にぜひして行ってほしいと思っています。以上です。

副委員長（清水亮太君）

主要な施策 14 ページの副業・兼業人材活用事業なんですけど、説明は受けてはおるんですけど、私の中でまだイメージが固まっていなくて、どういった活用をこの人材に求めていくのかと。あと聞き漏らしたかも分からんですけど、委託先、どういったところなのかちょっと教えてください。

環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長（中村治彦君）

この副業・兼業人材活用事業、御嵩町としては令和5年度からスタートするものでございますけれども、近隣市町では結構頻繁にもうやられている。補正でもやられたり、お隣の可児市も恐らく令和5年度からスタートする事業でございまして、中身としましては、先日の総括質疑でもちょっと触れましたけれども、大都市圏で副業・兼業を希望している大企業の広告代理店だとか、大企業のそういった広報担当の方だとか、自分の余暇の中で、興味の中で地方の中小企業を手助けするというイメージです。

手法はそういうふうなんですけれども、スキームとしてはそれをホームページ上で募集をか

けて、そこでそういった都市の人材が応募すると。そこでマッチングをする。そのマッチングをする企業に対して、我々が委託をするということになります。

質問になかったかもしれませんが、商工会のほうからも大きな期待があるようですので、これにつきましては肅々と進めて、都会の知識、知恵、スキルを御嵩町の中小企業に入れ込んでいくというようなスキームで行っていきたいと思います。以上です。

副委員長（清水亮太君）

ちょっと僕の想像というか頭が働いていなくて申し訳ないですけど、このホームページの運営主体というのはどちら様なんですか。

環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長（中村治彦君）

これは町ではなく、その委託した業者のホームページになります。以上です。

副委員長（清水亮太君）

委託先の業者ということで、この業者というのは人材派遣会社とかコンサルとか、そういう系統ということなんですか。

環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長（中村治彦君）

恐らくそういった業務をやっておられるとは思いますが、主にこの副業・兼業のマッチングする事業をやっている大きな母体の会社があって、その下部組織にそういった組織の会社があるというふうに今想定しております。

委員長（谷口鈴男君）

よろしいですか。

ほかに。

[挙手する者なし]

それでは、ないようでございますので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで環境モデル都市推進室・まちづくり課関係を終了します。御苦労さまでした。

次に、税務課関係について行います。

議案第5号 令和5年度御嵩町一般会計予算について、審査を行います。

補足説明がありましたらお願いをいたします。

税務課長（金子文仁君）

補足説明はございません。よろしくお願ひいたします。

委員長（谷口鈴男君）

補足説明はなしと認めます。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

委員（安藤信治君）

主要施策の 15 ページのふるさと応援寄附金事業の中に、ふるさと納税自動販売機リース料 48 万 3,000 円、これが計上してあるんですけど、今後初めてやることでゴルフ場に置くというような話を聞かれたんですけど、ちょっとこれがどういうものか分らないんですけど、自動販売機というと、何かこう押すとみたけとんちゃんが出てくるとかというふうに思っておったら、どうも引換券が出るというような話なんだけど、ゴルフ場に置かれれば当然そのゴルフ場の利用券みたいなものも返礼品の中に入っているんですけど、それは当たり前だと思うんですけど、そのゴルフ場に自販機を置くことによって、よその製品というかキングとかそういうものがあるんですけど、そういったものも所望される方が出たときに、そういう取扱いなんかはどのようにやられる予定なのかと。よその自治体がどんなことをやっているのかちょっと分らないんですけど、もしそういう事例があれば教えていただきたいと。

それから、あくまでもこれはリース料ですので、ゴルフ場の設置に関しての契約なんかはゴルフ場と委託業者みたいな、リース業者みたいなのが結ぶわけで、町はリース料が絡むだけで後は関与していないとか、そういった契約になるのかどうかということと、先ほど言ったように引換券というのは、いろんなものがそういうふうに引換券が出るようになっている仕組みなのかどうか、その辺の自販機がどういうものかというのがちょっとイメージが湧かないもので、その辺も含めてちょっとお答え願いたいと思います。

税務課長（金子文仁君）

それでは、安藤委員の御質問にお答えをさせていただきます。

ふるさと納税自販機につきましては、具体的に流れを申しますと、当日、ゴルフ場に設置ということになりますけれども、ゴルフをしに本町を訪れた方が、自動販売機でクレジットカードによりまして寄附額を入金いたしますと、自動販売機のパネル上に表示がしてありますゴルフ場利用券、いわゆるこれが返礼品になるわけなんですけど、これを選ぶことができます。これを選びますと、引換券のレシートが出てくるということになります。この引換券をフロントに提示をしていただくことで、その場でゴルフ場の利用券と引換えができて、当日から使用することができるというものでございます。

これにつきまして、あとはネットワークを介しまして本町にこの使用情報が届きますので、これに基づきまして委託会社を通してゴルフ場に寄附額のおおむね 3 割を支払うということになります。また、寄附証明書も委託会社から自動で寄附者へ郵送されるという、そういうシステムと申しますか、仕組みとなっております。

したがいまして、メリットというところも 1 つ付け加えさせていただきますが、寄附者のメ

リットといたしましては、通常は返礼品が届くまで相当日数を要するということになりまされども、この自動販売機で寄附をしていただきますとその場で返礼品を受け取ることができるということが1つあります。また、例えば寄附をして返礼品が届くまでの間にキャンセルをしたいということになった場合でも、これにも柔軟に対応ができるようになるということがございます。

また、ゴルフ場のメリットといたしましては、本町への請求処理ですとか、引換券郵送の封入作業、通常返礼品は返礼品の事業者さんから梱包をしていただいて、寄附者のほうに送っていただくことになっておりますが、そういった封入作業などの手間がなくなるということが上げられます。

また、本町のメリットといたしましては、寄附金の入金ですとか返礼品の受け取りが当日に完結することになりますので、事業者とのやり取り、請求があってそれに対する支出ですとか、そういったところが不要になりまして、また関係書類が自動発行されますので、事務の負担軽減にはつながるということにはなろうかと思えます。

続きまして2つ目の御質問に答えさせていただきます。

引換券は利用券だけなのかというような趣旨の御質問だったと思えますけれども、この自動販売機のタッチパネルにつきましては、返礼品を9つまで表示することができまして、今のところはゴルフ場ということでゴルフ場利用券ということを考えておりますけれども、このタッチパネル上に返礼品を追加することで、ほかの返礼品を求めることは可能となります。発行された引換券チケットを返礼品取扱事業者、ゴルフ場以外のものを加えた場合ですけれども、ゴルフ場以外とした場合に、この返礼品取扱事業者にお持ちいただければ利用可能ということになりますので、事業者のほうにも協力をしていただくということにはなりますから、今後ふるさと納税の返礼品取扱事業者と協議をしながら、あとは例えば宿泊観光ですとか、あとみたけのええもんなど返礼品の幅を広げていきたいなというふうには、行く行くはそういうふうに来たらと考えております。

ですので、単なるゴルフ場のための自販機ではなくて、本町の魅力を紹介して利用していただく関係人口づくりの接点というふうに捉えていきたいと考えております。

それから、ゴルフ場との契約についてというところでございますけれども、ゴルフ場のほうには自販機を置かせていただく交渉をさせていただきまして、本町とゴルフ場との覚書の締結ということでさせていただく予定でございます。

それから、他市町村の事例というような趣旨であったと思えますけれども、他市町村の事例といたしましては、令和4年12月現在で12府県24自治体に33台が導入されております。今後も導入予定の自治体が多数あるというふうには聞いております。

導入事業者への聞き取りですが、神奈川県松田町で、1つのゴルフ場で半年で2,000万円、静岡県御殿場市では、3つのゴルフ場で1か月に1,000万円余りの寄附があったと聞いております。また、ネットニュースなどにもいろいろ取り上げられておまして、こういったところを見ますと、栃木県栃木市で令和4年12月からゴルフ場でゴルフ場利用券について運用開始をしまして、1か月で74件、478万円の寄附、同じく栃木県真岡市のほうも、12月1日から運用を開始しておまして、1か月で809万円の寄附が集まったと報じられております。そのほかにも様々なメディアにも取り上げられております。

本町の場合、なるべく早く開始できたらと思っておりますけれども、令和5年度途中からとなるため、初年度は1,500万円の寄附額を当面の目標としております。

聞き取りでは、自販機設置施設のスタッフからの協力というところも寄附額に大きく影響するところを聞いておりますので、作成したPRチラシですとかそういったものを配付させていただいたり、自販機の操作などもゴルフ場のスタッフの方の協力も得ましてPRしていけたらというふうに考えております。以上です。

委員（安藤信治君）

一応、利用券はいろんなものが出るということですけど、結果的にゴルフ場で渡せないようなものは、納税者が直接店舗のほうへ持って行って交換するという、そういう格好になるのかということと、もう一つ、今クレジットで決済と言ったけど、クレジットで決済すると、その金額というのは町のほうへ直接入るシステムになっているのかどうか。その2点だけちょっと。

税務課長（金子文仁君）

お答えさせていただきます。

店舗のほうにということですが、イメージといたしましては、寄附をしてレシートみたいなものが自販機から出てきますので、それを店舗のほうにお持ちいただいて物品と交換するというような、そういうイメージになるのかなというふうには考えております。

それからクレジットですけども、これにつきましては今現在のポータルサイトと同様な考え方になるのかなということで、クレジット決済をして、その金額が町のほうに寄附金として入ってくるということでございます。

委員（安藤信治君）

町のほうへ直接入ってくるわけ、クレジット決済で。

税務課長（金子文仁君）

クレジットでお支払いいただいた寄附金、それは直接といいますか、クレジット会社経由でということにはなりませんけれども、直接自販機からこちらへ送金されるわけではございませんでして、クレジット会社経由で入ってくるということにはなりません。

委員（安藤信治君）

そうすると、置いておくゴルフ場というのはあんまりメリットがないみたいな気がするんですけど、結果的に利用券だって置いたところのゴルフ場の利用券だけじゃなしに、町内全部を入れるわけでしょう、あれ。だから、その辺を覚書で、ほかに費用がかかるようなことはあるのかなのかということ、ちょっともう一点そこだけ。

税務課長（金子文仁君）

ゴルフ場のメリットといたしましては、例えばリピート率が上がるということも一つのメリットになるのかなあというふうに思っております、そこにふるさと納税自販機がありますと、最初は税控除がございますので返礼品を、あんまりいい言い方ではないかもしれませんがけれども、税控除分抜き金額と申しますか、そういったところで取り扱っていただけるということにもなりますし、あと、それから先ほども申しましたように、返礼品につきましては返礼品の取扱事業者のほうで梱包作業をしていただいたりとか、そういったいろいろな手間がかかるわけなんですけど、そういったところの手間がなくなるということも一つのメリットだと考えております。

また、これを置かせていただくことによりまして、寄附額の今のところは1%と考えておりますけれども、例えば電気代ですとか、そういった経費がゴルフ場のほうにもかかりますので、そういったところは1%分程度で負担をさせていただくというようなことにも、そういった仕組みを考えております。

委員長（谷口鈴男君）

よろしゅうございますか。

委員（安藤信治君）

そうすると、まだそういった寄附の中から手数料みたいなやつをどのぐらい払うとか、そういったこともこれから考えるということでもよろしいですか。

税務課長（金子文仁君）

一応手数料ですとか、そういった電気代ですとか、そういったところは1%でというところで交渉をするというところで、そういったところも含めて覚書を締結するというところになってくるかと思えます。

委員長（谷口鈴男君）

ほかに。

委員（高山由行君）

少し今のことで、関連で教えてください。

これって、町内の人、町外の人、それはどういうふうな利用のあれがあるんですかね。例え

ば町外の人しか使えんのか、町内の人も使えて免税があるのか。

それと、もう一点。これって、こういう 218 万 3,000 円のリース料を払ってやるということは、ゼロ件だったら二百十何万円赤字になるって考えてもいいですか。

税務課長（金子文仁君）

基本的に町外の人、現在のふるさと納税の制度自体が返礼品を受け取ることができますのが町外の人に限るということになっておりますので、このふるさと納税自販機を利用して返礼品を利用させていただくのは町外の人のみになるということになります。

それから、仮にゼロ件だった場合ということですが、ゼロ件だった場合は、やはりこちらのリース料は赤字ということにはなろうかと思えます。

委員長（谷口鈴男君）

よろしいですか。

ほかに。

副委員長（清水亮太君）

無知で申し訳ないですけど、自販機で納税した場合、消費税ってかかるのかなあというのを、本当に申し訳ない。こんなことを聞いて。

それと、このゴルフ場 1 か所だと思うんですけど、この選定基準を教えてください。

税務課長（金子文仁君）

消費税につきましては、ふるさと納税の返礼品というところがございますので、これは特にかかってこないと考えております。というよりも、返礼品自体に消費税というところは入りませんので、大丈夫かと思っております。

それから選定基準でございますが、町内で今 4 つのゴルフ場にふるさと納税の関係で御協力をいただいておりますけれども、その中の一つをお願いをするということになろうかと思えますが、これまでのふるさと納税の実績ですとか、あとはやはり町外の方をターゲットにするというところもございますので、例えばインターチェンジに近いところすとか、町外の方が来やすいような、お見えになっているようなところをちょっと調査の上選定をしていけたらというふうに考えてはおります。

委員長（谷口鈴男君）

ほかにいいですか。

[挙手する者なし]

では、私のほうから 1 点だけお聞きしたいと思いますが、このふるさと応援寄附金、ふるさと納税のためにかかる費用が 4,389 万 2,000 円ですね。昨年と比較しますと約 1,000 万円以上経費をかけている予算になっております。そこで、ふるさと納税の寄附金歳入が 8,500 万円

を見込んでおる。そうしますと、50%以上の経費になる。

これは寄附金の募集の適正な実施に係る基準に抵触しておる状況になるんですが、だとすると、これはせっかく御嵩町に寄附をしていただいても、寄附金控除が受けられない状況が出てくる。これに対しては、要は、これはふるさと納税自販機リース 218 万 3,000 円、こういうものを導入して、逆に寄附金の控除が受けられなければ、本来の趣旨からいうと本末転倒になる可能性もあると。その辺どうなんですか。

税務課長（金子文仁君）

お答えさせていただきます。

おっしゃいますように、ふるさと納税につきましては、経費が 50%を超えてはならないというような総務省からの通達もございます。こちらの今回計上させていただきましたふるさと納税関連の事業経費でございますけれども、この中には例えば郵便料ですとか、そういったところで総務省の基準以外、経費に当たりませんというところもございますので、ちょっと申し訳ありません、正確にどれがというところが記憶の範囲内でしか申し上げられませんが、これが丸々全部が全部総務省基準の経費に当たるわけではございませんので、その辺はクリアしておりますし、見込んで予算計上をさせていただいておるという状況でございます。

委員長（谷口鈴男君）

総務省の自治税務局市町村税課長からの各県・市町村に対する通達の中で、募集に要した費用等という、告示第 2 条第 2 号関係の中に詳細に出ておるんです。今課長が言った内容も含めて、こういうものが費用に含まれると。費用算定の基準というのがここに記載されておる。それをもって比較していくと、最初に指摘した率が 51.64%になる。こういう状況で予算を計上してきておるが大丈夫なのかという確認です。本来は、これはとても認められない状況であるんですが。

それと併せて、今度の新しく導入されるふるさと納税自販機の導入、これについては、もう既にゴルフ場に配置の手続は取られておるという情報も得ておるんですが、これはまだ予算も通っていない状況の中で、そういう既に手続的な手法が取られておるということも若干聞いておりますけど、この辺も議会軽視ではないのかなあと若干思います。その辺のところをちょっと説明をしていただきたいと思います。

税務課長（金子文仁君）

総務省通知につきましては、50%というのは本当にこれまでも重々理解をした上で予算計上もしておりますし、決算のほうも上げて、県にもこれでいいかというような確認を取りながら……、総務省ではございません、県ですね、今までクリアをしてきておりますので、そういったところも踏まえながら、今回の予算計上はさせていただいているという状況でございます。

もう既にいろいろと交渉がというところでございますけれども、今回はクレジット関係がございまして、できるだけ令和5年度の早い時期にこちらの自販機を運用したいという考えもございまして、クレジットを扱うためにはクレジット番号というものを取る必要があるということになっておりまして、そういったところも含めて、これにつきましてはちょっと確認はさせていただいたんですけれども、あくまでも準備というところで、その辺については予算内示があれば準備はできますというようなことを伺っておりますので、準備段階というところで少し動かさせていただいているというところではございます。

委員長（谷口鈴男君）

まあ、いいでしょう。

ただ、先ほど指摘した内容については、これはちょっと慎重に対応していただかないと問題が後から生起する可能性があるということと、それから新規導入についても、これは費用対効果、ただ他市町村事例だけで飛びつくという状況にあるかどうかということも慎重に検討をしていただきたいということで、取りあえず指摘だけしておきますので。

ほかによろしゅうございますか。

[挙手する者なし]

それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで税務課関係の質疑を終了し、これで終わります。御苦労さまでした。

次に、会計課関係について行います。

議案第5号 令和5年度御嵩町一般会計予算について、審査を行います。

補足説明がありましたらお願いします。

会計課長（丸山浩史君）

会計課ですが、補足説明等ございません。よろしくお願いたします。

委員長（谷口鈴男君）

それでは、補足説明はありませんので、ただいまから審査に入ります。

質疑に入りますが、質疑ありませんか。

委員（安藤信治君）

予算的な質疑ではないんですけど、基金なんかはかなり運用がされて、先頃国債を買って運用されているみたいなことでしたので、その運用状況とか、かなり運用益というのが出てきておると思う、その辺の状況をちょっと簡単に説明だけしておいてもらえますか。

会計課長（丸山浩史君）

今年度からなんですけど、基金総額が約59億円ぐらいになってきて、昔と思うと長期にわ

たって資金凍結できる部分が出てきましたので、10億円を利付10年国債というので運用を始めております。年利0.2%のときのものでございます。

それで、10億円という大きい金額になりますので、ちょっとした金融政策の変更とか日銀の政策変更によりまして、利益確定というか、買った値よりも安く売り買いができたりと、ちょっとしたそういうからくりというか、日々動いておりますので、そういったことで、ちょっと前に日銀の政策が、10年利付国債については日銀が0.25%を超えないような形で国債の買取りをやったりして政策を行っていたんですけど、金利がアメリカの金利上昇とともにそちらへ資金が動くもんですから円安になってしまったということになって、また日銀がもう一回政策を出して、10年利付国債を共通担保資金供給オペレーションとって、私がたまたまそのときの買ったものの価値が高くなったということで、難しい話、売り買いをちょっと1回行いまして、ちょっと運用をしたというか、本来ずうっと持つておるよりもかなりの金額が御嵩町のほうに有利になるという判断の下にやった経緯はございます。

何かうまく説明できたのかちょっと分かりませんが、そんなことは1回やりましたので、よろしくをお願いします。

委員（安藤信治君）

国債を購入という、基金の凍結とは言わんけど、当面必要のないお金を国債に投入して基金運用をやっているということですが、そういった結果なんかを御嵩町も初めてですので、決算時、運用結果なんかが出せると、出していただくといいと思いますので、決算時になると思いますが、そういうことも考えておいていただきたいと思います。ちょっと予算と関係ない話ですけど、よろしくをお願いします。

委員長（谷口鈴男君）

ほかによろしゅうございますか。

[挙手する者なし]

それでは、質疑がないようでございますので、これで質疑を終わります。

これで会計課関係を終了します。御苦労さまでした。

それでは次に、議会事務局関係について行います。

議案第5号 令和5年度御嵩町一般会計予算について、審査を行います。

補足説明がありましたら、お願いします。

議会事務局長（土谷浩輝君）

補足説明等はありません。よろしくをお願いします。

委員長（谷口鈴男君）

それでは、補足説明がありませんので、なしと認めます。

続きまして、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

副委員長（清水亮太君）

主要な施策1ページの特別旅費のうちの市町村議会セミナー、滋賀県のほうですけど、コロナの扱いが変わっていく中で、これも6名分のやつで残りはオンラインというふうな考え方でですけど、これは議会の中で話し合うべきことかとは思うんですけど、この体制を今後も続けていくという理解、予算取りという意味ではこれを続けていきたいということによろしいんでしょうか。

議会事務局書記（井戸芳枝君）

では、清水委員の御質問にお答えさせていただきます。

来年度、令和5年度につきましても、引き続きオンラインの方6名、それから現地6名というふうに考えております。オンラインで実際今年度も多くの議員さんに受講していただいて、好評を得ているとは思うんですけども、中には現地で直接出向いていただいて、直接ほかの議会の議員さんと交流を深めて、そこで情報交換という形も、そうした受講のメリットというものもあるのかなとは思っておりますので、来年度につきましては半分ずつ、6名、6名で考えさせていただきたいなと思っております。以上です。

委員長（谷口鈴男君）

ほかに。

[挙手する者なし]

ないようでございますので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで議会事務局関係を終了します。御苦労さまでした。

次に、建設課関係について行います。

時間的な関係で、途中で切れる場合がございますので、了解をいただきたいと思います。

議案第5号 令和5年度御嵩町一般会計予算について、審査を行います。

補足説明がありましたら。

建設課長（石原昭治君）

補足説明のほうはございません。

委員長（谷口鈴男君）

補足説明がありませんので、これより質疑に入ります。

質疑ありますか。

委員（高山由行君）

まず1点、主要な施策の36ページ、河川維持事業の新規事業、前沢の維持工事ということですが、1,000万円の全額町債で、どういう予算の出し方かなあと考えて、あと工事がずうっと続くやつなのか、そこら辺のちょっと、工事の内容等を説明していただきたいと思います。

建設課土木係長（有国敦夫君）

前沢川につきましては、令和2年度から継続的に事業を行っているものでございまして、昨年度は災害が発生したことがありましたので、災害復旧として事業を行いました。ですので、今年度はやっておりませんが、来年度は継続して維持工事をしていくという計画でございます。

令和6年度以降につきましては、令和6年度は少なくともやる予定で今のところ計画しております。令和7年度以降については、状況を見ながら計上を検討していくという形で計画しておりますので、お願いいたします。

委員長（谷口鈴男君）

ほかに。

委員（安藤信治君）

これは施策には入っていないと思いますけど、予算書の82ページの一番上の報酬というところに会計年度任用職員報酬というのがあるんですけど、これは前ちょっと話が出た簡易な道路等の補修を行う作業員の報酬だと思いますけど、これについて、これは通報とか何かあれば急遽対応するための職員を配置するということですね。それから、もしこの予算がそういうものであれば、4月からの、誰でもいいというわけにいかんもので、そういった雇用の確保の見通しとか、経験も必要だと思いますので、人材の確保とかそういったことも手当てできているのかと。

それから、もう一つ、簡易な補修箇所なんかの情報収集、受けてどうするかという情報収集とか職員による町内のパトロール、そういったものも必要だと思うんですけど、そういったことと、それから、もう一点、職員1人ですので、正規の職員がこの職員の補佐をどのようにしていくような考えを持っているか、以上の点についてちょっとお聞きしたいので、よろしくお願いたします。

建設課管理係長（伊藤博之君）

御質問にお答えします。

1個目が確保の見通しだったかと思いますがけれども、4月からの雇用の確保、内定は出させていただいているような状況でございます。誰でもいいわけではないというお話だったと思いますがけれども、土木業者の経験者さんではないですけども、他市町村で道路維持に係る作業の御経験のある方に来ていただける予定でございます。

2点目は情報収集をどうするかという御質問だったかと思いますが、情報収集につきまして

は、これまでどおり町民の方からの通報というのと、職員による道路パトロールと。当然、この会計年度任用職員さんについても道路パトロールを実施していただくということで、予防といますか小さい段階での道路補修が実施できると考えております。

3点目は、職員の補助でしたかね。当然作業は2名で、道路パトロールも含めてですけれども、2名で行うように考えておりますので、もう一名については職員が補助をしていくと。いつでも現場作業を任せられる人が1人確保できたということで、職員が手薄なときでも1人は既に確保できているということで、職員の負担は減っていくかなあというふうに考えております。以上でございます。

委員（安藤信治君）

予算の使い方によっては、この方の使い方によっては非常に有用な、効果の出るような予算ですので、できるだけ一般の方が満足いただけるような運用へ手がけていただきたいと思えますので、よろしくお願いします。以上です。

委員長（谷口鈴男君）

ほかに。

委員（高山由行君）

予算を大変つけていただいた部分がありまして、町道維持補修工事、去年は2,200万円の予算だったと思います。今年は4,000万円つけていただきまして、道路、悪いところがたくさんあって、全部直さないかんところとか、一部分とかいろいろあると思いますが、約倍増になった理由と、ここをやらないかんところがあるんですかね。

建設課土木係長（有国敦夫君）

倍増になった理由としましては、最近多くの自治会要望をいただいております。今年度におきましても補正させていただいて対応してきているところがございますが、やはりこの春を迎えるに当たって、まだまだ要望が上がってくることもありますし、全ての要望に応えられているわけではありませんので、そういったところを解消していくというところで予算を要求させていただいて、認めていただいております。

委員長（谷口鈴男君）

よろしいですか。

ほかに。

[挙手する者なし]

それでは、質疑はないようでございますので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで建設課関係を終了します。御苦労さまでした。

ここで暫時休憩をいたします。

午前 11 時 51 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

委員長（谷口鈴男君）

それでは、休憩を解いて再開をいたします。

初めに、税務課長より議案第 5 号 令和 5 年度御嵩町一般会計予算について、税務課関係の発言の中で訂正を行いたい趣旨の申出がありましたので、これを認めます。

税務課長（金子文仁君）

委員長のお許しをいただきましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

ふるさと納税の経費が 50%以内とする総務省基準について訂正をさせていただきたいと思います。郵便料は対象外と回答いたしましたところですが、郵便料も対象でございますので訂正をさせていただきたいと思います。

また、当初予算のふるさと納税の経費が、総務省基準である 50%を超えているということについてでございますが、総務省基準をクリアしているかどうかは最終的には決算ベースで報告するということになります。例えば当初予算の報償費で、現在寄附金返礼品の送料を返礼品費の 5%ということで計上しておりますけれども、これまでの実績から見ますと送料は 2%で抑えられています。そのため、最終的な決算での経費は約 49%と見込まれまして、総務省基準はクリアできるものと考えております。以上です。

委員長（谷口鈴男君）

ただいま税務課長のほうから報告がございましたが、これについて何か。

よろしいですか。

企画調整担当参事（田中克典君）

先ほどのふるさと納税の関係で、委員長から議決を得ていない段階で議会軽視じゃないかという御指摘をいただきました。このふるさと納税の自動販売機については、若手中心のプロジェクトチームでアイデアを出し合ってきました、それを今ちょっと動いて私も参加させていただいています。

ゴルフ場のほうには、感触をつかむために打診というのはさせていただいております。ただ、もちろん議決を得てからということと、議会が認めていただいた暁にはということでは話をさせていただいております、委員長御指摘のとおり議会を得てからというのは当然の話でございますので、そこら辺についてはしっかりと今後もやっていきたいというふうに思っております。以上です。

委員長（谷口鈴男君）

ありがとうございました。

以上で、税務課は終わりますので、御苦労さまでした。

農林課関係について行います。

議案第5号 令和5年度御嵩町一般会計予算について、審査を行います。

補足説明がありましたらお願いをします。

農林課長（渡辺一直君）

農林課所管分におきましては、補足説明等はありません。以上です。

委員長（谷口鈴男君）

補足説明はなしと認めます。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

委員（安藤信治君）

主要施策の31 ページの一番上の新庁舎等木材調達事業についてですが、令和5年度6,322万5,000円の計上がしてあります。これは令和3年度から始まっているのかな。要ということで継続したような格好になる予算みたいな気がするんですけど、この事業の委託内容としては木材の調達と、それから我々が見に行っただけの荒仕上げというか、どういう表現がいいのか分からんけど、外のちょっと大きめの材木まで加工されて、その後、保管状況まで視察で見てきたわけですけど、この保管事業までの委託事業の仕組みがうまくちょっと理解できませんので、もう一度説明していただきたいと。

それから、僕の感覚でいうと事業が遅れば遅れるほど保管事業、令和5年度分はまだ調達していないにしても、令和3年、令和4年は調達済みですので、保管経費というのが出てくるんですけど、これは今後どのような予算措置になっていくのかと。以上ですね。その点について、ちょっと分かりやすく説明していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

農林課長（渡辺一直君）

ただいまの安藤委員の御質問に対しまして、当課のほうでは資料のほうを用意させていただきましたので、資料を配付して説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

委員長（谷口鈴男君）

はい。

農林課長（渡辺一直君）

配りますので、お待ちください。

配付させていただきました資料につきまして、係長から説明をさせていただきますのでよろ

しくお願いいたします。

農林課森づくり係長（塚本政文君）

それでは、ただいま配付しました資料により御説明させていただきます。

上の表の木材調達業務契約金額実績を御覧ください。

表の一番左上の実績年度は、右へ順に実施した年度となります。

その下の新庁舎等木材調達業務は、実施年度ごとにその1から保管業務となります。その下の内訳の未仕上材調達費、保管費は、それぞれの業務の実績金額、右端が令和3年から令和4年の合計金額となっております。

ただいまの保管費につきましては、新庁舎等木材調達業務のその1とその2で調達した木材は、その2の木材と合わせて、その2の業務にて令和4年9月30日まで保管しておりました。9月以降は、新庁舎事業に係る全ての業務を一旦休止する措置をしておりますが、調達した木材については継続して保管する必要がありますので、令和4年10月1日から令和5年3月31日の6か月間は保管業務を単体で発注し、対応をしております。調達した木材の保管に関する説明は以上となります。

また、令和5年度以降につきましては、新庁舎事業がはっきりするまでは保管業務単体で継続して対応する必要がありますので、4月以降も継続して保管するため、予算成立後は速やかに次年度の保管業務の発注をする予定でございます。

説明は以上でございます。

委員（安藤信治君）

今の説明ですと、表の下の米印の2のほうで481万9,100円、これが令和5年3月31日、これが継続事業なのかちょっと分かんませんが、継続というか、繰越し。これ以降、令和5年度の委託業務を発注しないと保管費というのは出てこないわけやね、そうすると、6,322万5,000円を発注しない限り、令和5年3月31日からの保管費、令和3年、令和4年で調達した調達材の保管費というのはどうなっちゃうのかな。

農林課森づくり係長（塚本政文君）

4月以降の保管につきましては、この新庁舎事業がはっきりするまでは保管する必要がありますので、保管業務として4月以降単体で発注する予定でございます。このうちから発注する予定でございます。

委員（安藤信治君）

そうすれば、保管業務というのはある程度、延びれば延びるほど増えていくという可能性も否定できないですね。

農林課森づくり係長（塚本政文君）

御心配されているとおり、保管費だけ伸びる可能性はございます。

委員長（谷口鈴男君）

よろしいですか。

委員（安藤信治君）

はい。

委員長（谷口鈴男君）

ほかに。

副委員長（清水亮太君）

今の話ですけど、ちょっと頭の中で整理したいので、今調達している分の月額の保管料ってどのぐらいになるのか、ちょっと教えてください。

農林課森づくり係長（塚本政文君）

約1立米ですが、1,730円ほどになります。

建設部長（鍵谷和宏君）

今の御質問ですけど、単純に令和4年の10月から3月までが481万9,100円ですので、これを6か月で割っていただければ月は出ると思います。

委員長（谷口鈴男君）

清水委員、いいですか。

副委員長（清水亮太君）

自分で計算します。

委員長（谷口鈴男君）

ほかに。

委員（福井俊雄君）

32ページの一番下のため池機能廃止事業、今年上がっているんですけど、1,000万円で。これは住民から要望が出たのか、それとも農林課でここは危ないと思ってこの予算を立てられたのか、どっちからの話なんですか。それだけ確認させてください。

農林課森づくり係長（塚本政文君）

こちらは地元から廃止届が出ているため池でございまして、そのために対応するということでございます。

委員（福井俊雄君）

住民要望ということですね。

農林課森づくり係長（塚本政文君）

そのとおりでございます。

委員長（谷口鈴男君）

ほかに。

委員（高山由行君）

確認です。

新と書いてありますけど、新規事業ということですか。前もあつたんじゃない。

農林課森づくり係長（塚本政文君）

令和4年度は実施しておりませんでしたので、新たに令和5年度単年、当期のものということで新規として上げさせていただきました。

委員（高山由行君）

事業はなかったからということだね。

農林課森づくり係長（塚本政文君）

そのとおりでございます。

委員長（谷口鈴男君）

よろしいですか。

委員（高山由行君）

はい。

委員長（谷口鈴男君）

ほかに。

委員（安藤信治君）

主要施策の32ページの滞在型農業体験施設運営事業、これは予算的にはかなり50万円ほどなんですけど、これは、てらすでしたか運営管理を委託してあって、宿泊施設の格好になっているんですけど、これは四季の家ということで、泊まる人のことを考えると、ある程度団体のまとまりがないと泊まれないような状況になっているわけなんですけど、1人でちょっとひよっこり来て泊まりたいという人が何人も見えたときに、あそこはちょっと部屋の区割りができないもんで、その辺も難しいかなと思うんですけど、そういった柔軟な対応のできるような料金システムは、コロナ禍以降これからちょっと増えてくるかもしれないので、そういったことも考えられるかどうかということをお聞きしたいと思います。

農林課農業振興係長（佐橋良太君）

前提として、実は四季の家の売上げ等につきましては、実はコロナ禍においても宿泊日数・売上げともに増加してきています。この要因が何かというところがちょっと絡んでくるんですけども、やはり1棟貸しで気兼ねなくコロナを気にすることなく過ごせる点ですとか、あと宿泊予約サイトにおける口コミの評価が非常に高いというところで、売上げ・宿泊数とも伸び

てきていると思っております。

なので、そういった値段設定の幅とか、また1人でも泊まれるということに関しましては、現状今のところうまくいっておるとい点もありますので、指定管理者と相談しながら、こういった値段設定の幅とかを増やしていった柔軟な値段設定についても考えていければと思っております。

委員長（谷口鈴男君）

ほかに。

委員（岡本隆子君）

今の滞在型農業のところですけども、この農業体験交流事業というのは、今年度はどんなことをやられる予定ですかということをお教えください。

農林課農業振興係長（佐橋良太君）

令和4年度はサツマイモ掘り体験をやっておるんですけども、今年度はコロナも明けてきたということもございまして、これまで人気だった稲作の田植と収穫体験をやろうと思っております。

委員長（谷口鈴男君）

よろしいですか。

委員（岡本隆子君）

はい。

委員長（谷口鈴男君）

ほかに。

[挙手する者なし]

じゃあ、私のほうから1点、主要施策33ページの17番、県営土地改良事業の関係ですが、ここに前沢ため池の改良事業分担保でゴルフ場負担金が32万円計上されておるんですが、これは町がこれを負担するわけですか。ゴルフ場からこの金額は負担されてきておるわけですか。

農林課森づくり係長（塚本政文君）

こちらはゴルフ場から町が分担保としていただきまして、町を経由して岐阜県に支払う負担金になります。

委員長（谷口鈴男君）

そうすると、ゴルフ場は、前沢ため池の受益者になっておるわけですか。

農林課森づくり係長（塚本政文君）

前沢ため池につきましては、基本農業用ため池として機能しているものではございますが、一部ため池の水をゴルフ場が使っているというところで、そのゴルフ場が負担する分につきま

しては県営の事業ではできませんので、そのゴルフ場が負担する分につきまして負担契約をいたしまして、その分をいただいているというところでございます。

委員長（谷口鈴男君）

要は、ゴルフ場が負担する負担しないに関わらず、ゴルフ場からそういう負担金を取るということ自体の根拠というのは何ですか。受益者でも何でもないわけですね、前沢ため池の。

町長（渡邊公夫君）

今回の件で初めて知ったんですけど、これは前沢ダムのあるため池ではありません。別個の農業用の小さいため池の堤防が崩れかかったということで、そこで前沢の方々がゴルフ場に水を売ってみえるという状況だったので、分担金とか負担金、そういうものがやっぱり必要だということで、県とゴルフ場との間で御嵩町が働きかけて、やっとゴルフ場のほうから 32 万円出されるということになりました。その代わり今後も使いたいということでしたので、そのような落としどころを決めたということです。

委員長（谷口鈴男君）

分かりました。

今の町長の説明で分かりましたが、これは記載が前沢ため池、いわゆる土地改良区が管理しておる前沢ため池だというふうな認識で捉えると、ちょっとおかしいかなと思って。そういうことでよろしいですね。

それでいいですね。

農林課森づくり係長（塚本政文君）

はい。

委員長（谷口鈴男君）

ほかに。

[挙手する者なし]

ないようでございますので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで農林課関係を終了します。御苦労さまでした。

ここで皆さんに御了解を得たいと思いますが、本日当委員会傍聴ということで、御嵩町御嵩の平成之さんから傍聴申請が出ております。これを許可したいと思いますが、よろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしの声あり。

傍聴者、入場。

[傍聴者入場]

次に、上下水道課関係について行います。

議案第5号 令和5年度御嵩町一般会計予算について、審査を行います。

補足説明がありましたら。

上下水道課長（可児英治君）

補足説明はございません。

委員長（谷口鈴男君）

それでは、補足説明がございませんので、補足説明はなしと認めます。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

委員（高山由行君）

38 ページの浄化槽の設置の補助ですが、今年は5人槽が去年の1基から今年5基ということで4基増えておるということで、これは去年中に何かリクエストがあったのか、そういう見込みがあったのか、そういうことで予算が増やしてあるんですかね。

上下水道課整備係長（伊納和昭君）

高山委員の御質問にお答えさせていただきます。

予算を組むまでに、いろいろな問合せとかがございます。この中で、この5基全部が皆さんの御都合があるので全てというわけではないですけど、一応問合せがあったものに少し余裕を見させてもらって予算を計上させていただいております。

委員長（谷口鈴男君）

よろしいですか。

ほかに。

委員（福井俊雄君）

38 ページの上段の浄化槽設置整備事業補助金ですけれども、632万8,000円ですけど、単独処理浄化槽撤去、昨年は1件当たり9万円だったはずなんですけれども、今年12万円になっておるんですけれども、3万円増えた理由というのをちょっと教えてください。

上下水道課整備係長（伊納和昭君）

福井委員の御質問にお答えします。

単独浄化槽処理撤去費というのが、国と県の補助事業を入れたものになっております。国のほうが補助金を上げられましたので、それに伴って国・県・町1万円ずつ上がっているということになります。

委員（福井俊雄君）

補助金の関係ということでよろしいですか。

上下水道課整備係長（伊納和昭君）

おっしゃるとおりです。補助金が上がったためです。

委員長（谷口鈴男君）

よろしいですか。

ほかに。

[挙手する者なし]

それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、議案第5号 令和5年度御嵩町一般会計予算についてのうち、総務建設産業常任委員会所管部分につきまして審査が終了しました。

ここで暫時休憩いたします。

午後1時29分 休憩

午後1時37分 再開

委員長（谷口鈴男君）

それでは、休憩を解いて再開をいたします。

ただいまより議案第5号 令和5年度御嵩町一般会計予算について、討論を行います。

なお、議案第5号 令和5年度御嵩町一般会計予算についてのうち、民生文教常任委員会の所管部分については、民生文教常任委員会委員長より審査結果報告書が総務建設産業常任委員会委員長宛てに届いております。全員の賛成により可決すべきものという審査結果報告をいただいておりますので、報告させていただきます。

これより、議案第5号 令和5年度御嵩町一般会計予算について、討論を行います。

討論ありませんか。

委員（福井俊雄君）

私はこの第5号の予算に反対の立場で討論させていただきます。

そもそも、執行できる見込みのない新庁舎の予算に対して、この予算をつけることが妥当かどうか、私は到底妥当だとは思えません。町長は2月に、この新庁舎に関する取下げをされました。そして、今新たにこの計画を進めようとしてみえますけれども、この計画が順調に進むとは思えませんし、これはやはり認めるわけにはいかないと思いますので、私は反対させていただきます。以上です。

委員長（谷口鈴男君）

反対の発言がございましたので、賛成の方の発言を許します。

副委員長（清水亮太君）

今のところ、私は賛成の立場で討論いたします。

今言われたことに関して行政は、議会もですけど、新庁舎の計画について一貫性・連続性を持って取り組んでいることですので、見込みがないということも言われましたけど、あくまで今これは県の絡みでそういうことにはなっておるんですけど、6月の終わりに議会の選挙もありますし、見込みがないというふうに言い切るのもまた早計ではないかなあということを思います。

また、新庁舎以外の部分の一般会計全てのことに對してですので、ここで否決というのも、これまた軽率な判断かなということも申し添えて、私の賛成討論といたします。

委員長（谷口鈴男君）

ほかに。

委員（岡本隆子君）

新庁舎建設という事業実現の見通しが今のところ立たない中でのこの予算計上については、認めるわけにはいかないので反対をいたします。以上です。

委員長（谷口鈴男君）

ほかに。

委員（高山由行君）

反対するに討論の内容が全くないのも、ちょっと残念な気がします。話合いの中で議論を進めて、賛成・反対をしっかりと自由討議なり、こういう討論なりでやっていくのが議員なわけでありまして、なぜ反対、どうして反対、庁舎以外はどうするのという話ですわ、要は。

また去年と全く一緒ですけど、当初予算をばっさり切るということは、職員の給料まで切るということなんですよ。この間の補正予算のときにも少しちくっと岡本さんには言いましたけど、ばっさり切るって、もうちょっと庁舎が駄目なら庁舎の部分の部分を切るとか、そういうふうにはやっていかな、それが議員であって、人の生活に関わるお金まで駄目だと言って執行させないという、そういう態度はちょっと違うんじゃないですか。

普通に考えたらそんなこと分かると思うんですけど、庁舎の話は清水委員が言ったように、一貫して賛成の立場でやってきました。反対された今のお二方も、途中までは賛成の態度でやってきました。それを信じて私たちもやってきたわけですけど、未来のことを駄目だという判断は、いつ誰がするんですか。できないという判断が、あなたたちの自分たちの考えであって、3か月後、4か月後の選挙でまたがらっと変わって、やる段になったら、予算もないのに執行できないじゃないですか。それが駄目やという、どうして判断ができるんですか。そのことを言ってください。だから、駄目だと言うんなら。駄目、やれないという理由をしっかりと

述べてもらって、私たちに駄目だということを分からせてくださいよ。それが議論じゃないですか。

ただ駄目、反対で、はさみで切るように予算は全部ペケ、そういう乱暴なやり方ではさすがにちょっと議論にならんと思うんですけど、もうちょっと分かりやすいように議論しましょうよ。町民がそうやって見てくれておると思いますよ。

庁舎の件は、そういう個人的な考えもいろいろあるので聞いてはおきますけど、私は賛成の立場で討論いたしました。夢と希望を持って、この事業に私自身は考え方を持っていますので、今年度の予算計上、少しそういうところもありましょうが、今の執行部としてはきちっとした予算、あわよくばもう少し夢のある、逆に御嵩町、これを新しい事業がしたいんだという意気込みのある予算であってほしいなあという希望を付け加えて、賛成の立場で討論しました。以上です。

委員長（谷口鈴男君）

それ以外によろしゅうございますか。

委員（安藤信治君）

反対討論がないところで、私はあえて賛成のほうで討論させていただきます。

よろしいですか。反対討論はもうないですね。

先ほど見込みがない、早計と。議長もおっしゃったように誰が決めるんやと、誰も決まっていないうんですよ。

だから、はっきり言って見込みがないからこの予算を否決というのじゃなしに、この部分のどこが悪い、どこを切ってどう直すんだという、当然代案というかそういったものを提出して反対すべきだと思いますけど、ただ見込みがないで、この一般会計予算全部カットやと言われると本当に大変なことになるし、そういった反対して可決できなんだ場合にどういった方策があるかということまで本当に及んで、考えて反対されるのが本来だと思います。

だから、私はそういった代替の案も出さずに、ただただ反対なんていうことでは、とてもじゃないけど反対される理由にならんと思います。当然、私も新庁舎の建設には推進で来ましたので、昔からずうっとそうですけど、今も変わりませんが、当然新庁舎の予算というのは、町長選挙があるか、議会の選挙があるか、これから結果がどうなるか分らんですけど、やっぱり当然当初予算で組むべきものと考えますので、賛成させていただきます、以上です。

委員長（谷口鈴男君）

それでは、これで討論を終わります。

これより、議案第5号 令和5年度御嵩町一般会計予算について、採決を行います。

本案に賛成の方の挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

賛成多数であります。したがって、議案第5号は可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第9号 令和5年度御嵩町水道事業会計予算について、審査を行います。

補足説明がありましたら。

上下水道課長（可児英治君）

補足説明はございません。

委員長（谷口鈴男君）

補足説明がありませんので、質疑に入りたいと思います。

質疑ありますか。

よろしゅうございますか。

[挙手する者なし]

それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

午後1時47分 休憩

午後1時48分 再開

委員長（谷口鈴男君）

再開をいたします。

これより、議案第9号 令和5年度御嵩町水道事業会計予算について、討論を行います。

討論ありませんか。

委員（福井俊雄君）

私はこの第9号、反対の立場で討論させていただきます。

先ほど述べたのと同じように、この予算に新庁舎整備に関する上水道関連予算6,000万円があります。見込みのないものに6,000万円という多額の金を投資することに私は反対ですので、反対と述べさせていただきます。以上です。

委員長（谷口鈴男君）

ただいま反対討論がなされました。

賛成の方の発言を許します。

副委員長（清水亮太君）

私は賛成の立場で討論します。

繰り返し言われているように、6,000万円というのがあるというだけで水道を止めるつもり

なのかなあという恐ろしい物の考え方をなさっているなあというのが正直なところの感想でありまして、もちろん安定した水道運営をしていただかなきゃいけないので、こちらの予算を賛成いたします。以上です。

委員長（谷口鈴男君）

ほかに。

委員（岡本隆子君）

先ほどと同じように、事業の実現の見込みがない予算が入っているので、反対をいたします。以上です。

委員長（谷口鈴男君）

ほかに賛成の方の発言を許します。

よろしゅうございますか。

[挙手する者なし]

それでは、これで討論を終わります。

これより、議案第9号 令和5年度御嵩町水道事業会計予算について、採決を行います。

本案について賛成の方の挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

賛成多数であります。したがって、議案第9号は可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第10号 令和5年度御嵩町下水道事業会計予算について、審査を行います。

補足説明がありましたらお願いします。

上下水道課長（可児英治君）

補足説明はございません。

委員長（谷口鈴男君）

補足説明はなしと認めます。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

委員（高山由行君）

すみません。61 ページの一番最後、老朽管の対策ですが、毎年毎年、大庭台の人に申し訳ないですけど、いつまでたったらこの不明水がなくなるのかなあと単純に思うわけですが、1年にかかなりの金額を使っているわけですが、老朽化対策をしておるわけですが、調査して、また不明水の流量とかを量ると言っていますが、見込みとかそういうものは、管の状況とかというのは大体把握しておられるんですかね。どんな感じですか。

上下水道課整備係長（伊納和昭君）

不明水については、御心配をかけて大変申し訳ありません。また、御心配していただきありがとうございます。

管の状況というお話ですが、ヒューム管ということで、既設管ということもあって、やっぱり割れていたりということでもかなりひどいという状況でございます。ただ、全部が全部ひどいわけではなくて、一部ひどいところもあるということで、そういったところを調査して更生をしてというようなことで、鋭意努力をしておるところでございます。全てが悪いところばかりではないということで、使えるところは使ってというようなことで努力をしております。

いつ頃ということ、大変申し訳ありませんけど、今やっているところを直して、状態のいいところも時間がたてば悪くなることもあります。そうならないように維持管理はしておるわけですが、なかなかいつというのはお答えできなくて申し訳ありませんけれども、費用がかかって申し訳ないとは思っておりますけれども、順次こつこつということになってまいりますので、御理解をいただければと思っております。

委員長（谷口鈴男君）

ほかに。

[挙手する者なし]

ないようですので、私のほうから1点だけ。

主要施策の概要の61ページに、未普及対策整備事業というのがございます。令和5年度につきましては、北切地区面整備、その他整備工事等含めて出ておるんですが、今日まで問題になってきた南山台東の面整備等については、今後の対応と見通し、これはどのように考えておられるのか。ここには多分計上ないと思うんですが、どうなんでしょうか。

上下水道課長（可児英治君）

ただいまの質問にお答えいたします。

南山台東の事業につきましては、令和元年度頃まではずっとやってきたんですけど、それから事業をやりましても残念ながら下水道の管を接続していただけないということがございまして、その後、今後整備を続けましてもそういった状況が続きますとちょっと問題があるということで、現在は事業は止まっておるということでございます。

今、自治会のほうからも、町の方針について文書のほうで回答してほしいというようなことでいただいております、町としましても、今は既設管を、事業終了した後どうするのかということが問題になっておまして、町としましては事業実施前に協定書が取り交わしてございます。その中で、調査した結果、今の既設管は今後ちょっと直して使うということは難しいということで、新たに敷設するということになりまして、古い管はいずれは撤去をするというこ

とで、撤去につきましては自治会のほうでの現在占有物件ということもございますので、事業実施後は撤去をしていただくということで協定書にもうたってあるわけですが、その辺り当然費用が発生しますので、自治会のほうからもそれは町で撤去してほしいということでお話があるわけですが、町としましては、これも何度も申し上げておるんですけど、協定書どおり自治会のほうで処理の手続きを行っていただきたいということで、かなり長い間同じような回答でさせていただいておるということでございます。

あと、今後ということでございますが、全撤去ということになりますとかなり費用が膨大にかかるということもございますので、自治会の費用ということについては御負担はお願いすることになるわけですが、全部撤去するのではなくて、これは道路管理者の建設課のほうとの話もあるんですけど、何かほかによい、安価で処理できる方法があるかどうか、そういったところを検討しながら、今後も自治会様のほうと協議は続けていくということで考えております。

委員長（谷口鈴男君）

例えば面整備事業再開ということになってくると、当然これは企業債ということで社会資本整備総合交付金の申請等の関係が出てまいりますけれども、いわゆる上級機関、県や国との関係の中で、これらの交付金の取扱いについて、現在長期に遮断されてしまうと改めて再申請したときに障害というのは別にあり得ないですか。

上下水道課長（可児英治君）

今のところはこの制度は続いておりますので、今なら障害がないということもございますけど、将来につきましては今後まだ見通しについてはちょっと分からないんですけど、今の制度の中では可能でございます。

委員長（谷口鈴男君）

今現在は、事業の一旦中断という形だけであって、事業廃止とかそういう経緯ではありませんので、今の段階ならある程度継続的な対応ということでできるわけですね。そういうことですか。

上下水道課長（可児英治君）

国土交通省のほうは、令和8年度までに概成という言い方をしますけれども、大体国全体の下水道整備は終わっていくということも今表明しておりますので、それ以降はちょっとどうなるかは不透明なことでございます。

委員長（谷口鈴男君）

可能性としては来年までということですね。令和6年度まで。

上下水道課長（可児英治君）

令和8年度です。

委員長（谷口鈴男君）

ほかに。

[挙手する者なし]

質疑ないようでございますので、これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午後 1 時 59 分 休憩

午後 2 時 00 分 再開

委員長（谷口鈴男君）

休憩を解いて再開をいたします。

これより、議案第 10 号 令和 5 年度御嵩町下水道事業会計予算について、討論を行います。

討論ありませんか。

委員（福井俊雄君）

私は、この 10 号の予算、反対の立場で討論させていただきます。

先ほどから何度も申し上げますけれども、実現不可能な計画にこの 1,100 万円という予算を認めるわけにはいきませんので、私は反対の立場で討論させていただきます。以上です。

委員長（谷口鈴男君）

ただいま反対の討論がありました。

賛成の方の発言を許します。

副委員長（清水亮太君）

私は賛成の立場で討論いたします。

ほかの委員さんも、もう何かしゃべる気がなくなっていそうな感じなので、私が我慢してしゃべりますけど、この 1 つの事業に対して気に入らんからといって、またしても下水道事業の予算を止めるということは下水道運用をやめよと言っていることなんで、反対される方が今後いるのか分かんないですけど、反対されるならどうやってこの下水道を止めるということを御嵩町民さんに納得いただけるのかも含めて、それだけの価値があるのかも含めてしっかり説明をしていただきたい。私は安定した下水道運営のために予算は必要だと思っております。以上です。

委員長（谷口鈴男君）

ほかに。

委員（岡本隆子君）

新庁舎建設という事業実現の見通しが立っていない予算が入っておりますので、この予算に

反対をいたします。

委員長（谷口鈴男君）

賛成討論を許しますが、よろしゅうございますか。

委員（安藤信治君）

孤立無援の清水君に代わって、応援するわけじゃないですけど、私はこの予算に対して賛成の立場で答弁させていただきます。

先ほどから、見通し見通しと言われるんですけど、その見通しの根拠というのが、なぜ言い切れるのかというのがなかなか分からないということがありますし、委員長に一つお願いなんですけど、委員長がどういう立場を取られるのかちょっと不明ですけど、一応2人の方が反対の立場で討論されたわけですけど、反対するための、この間下水ばかりに限らず一般会計から水道事業の会計もあるんですけど、上水の。反対の仕方、どういう方法で反対する、どういう形でやるのかということ、谷口さんは我々の議員の中で一番経験も長いもんですから、そういうことをレクチャーされるということではできないんでしょうか。

変な質問になっちゃったんですけど、委員長、お願いしたいんですが、どうですか。

委員長（谷口鈴男君）

現在進行しておる内容等については別の問題でございますので、発言は控えさせていただきます。

委員（安藤信治君）

もう一回ちょっと。進行中とおっしゃっても、2人反対してみえるので。仮にもし反対するのなら、どういう形を取られるのかということ、レクチャーされるようなお気持ちがあるかどうかということは、どうですかね……。

委員長（谷口鈴男君）

ほかに。

[挙手する者なし]

ないようでございますので、これで討論を終わります。

これより議案第10号 令和5年度御嵩町下水道事業会計予算について、採決を行います。

本案について賛成の方の挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

賛成多数であります。したがって、議案第10号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で上下水道関係を終了します。御苦労さまでした。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

本日審査をしていただきました案件につきましては、少数意見も含め私委員長が取りまとめ

て、審査結果報告書を作成し、議長に提出いたしますのでよろしくお願いいたします。

これもちまして総務建設産業常任委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後2時05分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

会議録署名者

総務建設産業常任委員長